

御用御詔物としての染織輸入
— 「御用御詔切本」の紹介を兼ねて —

石田 千尋

「鶴見大学紀要」第48号 第4部

人文・社会・自然科学編（平成23年3月）別刷

御用御詔物としての染織輸入

— 「御用御詔切本」の紹介を兼ねて —

石田 千尋

はじめに

筆者は先に「近世後期におけるオランダ船の御用御詔物輸入について」(『鶴見大学紀要』第47号第4部、平成22年)を報告した。この拙稿においては、近世後期にオランダ船が持ち渡った將軍の注文品である御用御詔物について調査研究し、日蘭貿易における位置付けを試みようとしたものである。考察の結果、日蘭双方にとって御用御詔物は、幕末になるに従って本方貿易用の荷物よりも重要視されてきていることが判明した。また、その過程でオランダ側が日本側の要求に何とか応えようとする姿勢がみてとれ、それは、オランダ側の日本貿易を介しての対日交流継続に対する強い姿勢のあらわれと読み取った。

本稿は、上記の拙稿でおこなった研究をより具体的に継続・発展するものであり、將軍の注文品である御用御詔物の内、特に染織品に焦点を絞り、実物の裂を貼り込んでいる「從文政七申年(アキママ)至 御用御詔切本」(鶴見大学図書館所蔵)(以下、「御用御詔切本」または「切本」とも略称)を、オランダ側史料と突き合わせることにより、その詳細な取引を明らかにし、御用御詔物における染織輸入の実態と意味を明らかにしようとするものである。なお、本稿は「御用御詔切本」の内容に則して文政7年(1824)から天保7年(1836)までに限って考察する。

第1章 御用御詔物内の染織品

近世のオランダ船積荷物の中で詔物は、將軍をはじめとする幕府高官、長崎地役人等によってオランダ船に注文されたものの持ち渡りである。⁽¹⁾ 詔物は前年度に発注されたものが全て翌年持ち渡られるとは限らず、持ち渡られるまで何度も注文が繰り返されることもあった。しかし、本稿で考察対象とする文政7年(1824)から天保7年(1836)までの御用御詔物内の染織品に関しては、ごく一部の品物を除き前年に注文されたものの持ち渡りとみてよい。⁽²⁾

オランダ船が持ち渡った品々は、貨物を船積みして送付する際、貨物の受取人に宛てて作成された積荷明細目録であるFactuur「送り状」によって知ることがで

きる。「送り状」は出島のカピタン部屋において商館長から年番町年寄に提出され、阿蘭陀通詞をまじえて翻訳されるわけであるが、提出されたものは入港船が持ち渡った「送り状」ではなく、商館長が前もって日本側に知られないように元値を抜かして写し取った「送り状」のコピーであった。⁽³⁾

文政7年(1824)～天保7年(1836)の詔物の場合、オランダ側史料となるオランダ船が持ち渡ったFactuur「送り状」は、全て現存している。その上、天保2年(1831)以降(安政2年(1855)まで)には、Opgegevene Factuur(提出送り状)すなわち、日本側に提出された「送り状」のコピーが残されている。次に、オランダ船が持ち渡った詔物を記す日本側史料(積荷目録)としては、現時点で文政9年(1826)を除いて日本各地に所蔵されている史料を挙げるができる。(表1の末に出典となる日蘭両史料名・所蔵地を記す。)

したがって、文政7年(1824)～天保7年(1836)にオランダ船が持ち渡った御用御詔物内の染織品の各品目に対して日本側(阿蘭陀通詞)がどのような訳語を当てていたか。また、数量に関しては、オランダ側と日本側でどのような異同があるかに着目し一覧表にして示すと表1のようになる。

表1からわかるように文政7年(1824)～天保7年(1836)の御用御詔物には毎年染織品が含まれており、金巾・奥島・皿紗といった綿織物が最も多く、次いで海黄などの絹織物であり、毛織物は、天保5年(1834)と同7年(1836)の猩々緋数反のみである。

御用御詔物はオランダ側から日本側(長崎会所)に売却されると品物そのものは出島から長崎会所に引き渡されたが、⁽⁴⁾ その後全て江戸に運ばれたのであろうか。詔物の取引を担当した御内用方通詞の記録である「御内用方諸書留」⁽⁵⁾には、天保7年の記事として「向々詔之内、入用之分請取、残会所江相渡候品立書」が残されている。これは、御用御詔物以外の詔物の発注者が必要とする品物を受け取り、残りの物を長崎会所へ渡し「入札」に付すことにしたりリストであり、それぞれの品物には御内用方通詞が代銀の額を書き入れている。この事例によれば、長崎奉行以下非常に高い割合で会所へ詔物が引き渡され、入札に付されること

表 1 文政7年(1824)～天保7年(1836)の御用御詔物内の染織品

Factuur(1824～1830)・Opgegevene Factuur(1831～1836)		積荷目録		切本
Goederen	Hoeveelheid	商 品	数 量	有無
文政7年(1824) witte hamans geblokte tavachelassen geblokte tavachelassen	20 stuks 3 stuks } 8 stuks }	金 巾 奥 嶋	20 反 11 反	有 有
文政8年(1825) goud stof zilver stof	30 ellen 30 ellen	金 入 本 国 織 銀 入 本 国 織	30 エル 30 エル	無 無
文政9年(1826) wit katoen goud stof zilver stof armozijnen	20 stuks 20 $\frac{3}{4}$ ellen 20 ellen 50 pees	- - - -	- - - -	有 無 無 無
文政10年(1827) - -	- -	海 黄 類 奥 嶋 類	50 反 100 端	無 無
文政11年(1828) wit katoen <armozijnen> - -	250 stukken <100 stukken> - -	白 金 巾 海 織 奥 縞 新 織 奥 縞 上 奥 縞	250 反 100 反 100 反 100 反	有 無 無 無
文政12年(1829) katoen wit katoen wit <armozijnen> <taffachelassen>	50 heele stukken 100 $\frac{1}{2}$ heele stukken <100 p ^s > <200 p ^s >	尺 長 白 金 巾 白 金 巾 海 黄 奥 嶋	50 反 100 反 100 反 200 反	有 有 有 有
文政13年(1830) kambriek diemet supra fijne taffachelassen <tafachelassen extra fijn 1 ^o . soort> <tafachelassen verbeterde 1 ^o . soort> <armozijnen> <Europesche Patna sitsen>	120 stukken 100 <120 stuks> <40 stuks> <100 stuks> <100 stuks>	白 上 金 巾 奥 島 海 黄 弁 柄 皿 沙	120 端 260 端 <small>(5.2)</small> 内所 60 反本方が指出す 100 端 100 端 此高本方が指出す	有 有 有 有 有 有
天保2年(1831) gestreepte hamans cambries madapollams armozijnen taffachelassen verbeterd	100 stuks 140 stuks 150 stuks 100 80 stuks	嶋 金 巾 カンブレイキス 上 金 巾 海 黄 上 奥 嶋	100 反 140 反 150 反 100 反 80 反	有 有 有 有 有

Factuur(1824～1830)・Opgegevene Factuur(1831～1836)		積荷目録		切本
Goederen	Hoeveelheid	商 品	数 量	有無
taffachelassen extra fijn taffachelassen ordinair	80 stuks 100 stuks	新 織 奥 嶋 黒 手 奥 嶋	80 反 100 反	有 有
天保3年(1832) armozijnen taffachelassen { ordinair verbeterd extra fijn fijne witte hamans	100 stuks 260 stuks 100 80 80 98 stukken	海 奥 上 奥 綾 島 白 金 巾	黄 嶋 嶋 98 反	有 有 有
天保4年(1833) armozijnen taffachelassen gekeperd katoen gestreepte hamans	100 p. 260 p. 20 p. 100 p.	海 奥 綾 島 木 金 巾	黄 嶋 嶋 綿 巾 100 端 260 端 20 端 100 端	有 有 無 無
天保5年(1834) gestreepte hamans laken schaaïrood sitsen in soorten taffachelassen	100 stuks 5 stuks 220 stuks 90 stuks	嶋 猩 皿 奥 金 々 紗 類 嶋	100 端 5 端 220 端 90 端	無 無 有 有
天保6年(1835) taffachelassen gestreepte hamans	140 stuks 100 stuks	奥 縞 金 嶋 巾	140 反 100 反	有 無
天保7年(1836) laken schaaïrood taffachelassen	3 stukken 140 stukken	猩 奥 々 縞	3 反 140 反	無 有

出典 (文政7年(1824))

- ・ Factuur は、Factuur 1824. [Japan Portefeuille N° 22. 1824] MS.N.A.Japans Archief, nr.1445 (K.A.11797). (Tōdai-Shiryō Microfilm : 6998-1-77-12)。
- ・ 積荷目録は、「四番紅毛風説書」(愛日教育会所蔵)。(文政8年(1825))
- ・ Factuur は、Factuur 1825. [Japan Portefeuille N° 23.1825] MS.N.A.Japans Archief, nr.1446 (K.A.11798). (Tōdai-Shiryō Microfilm : 6998-1-78-3)。
- ・ 積荷目録は、「文政八年 酉年阿蘭陀船向々様御詠物并本方脇荷差出し帳」(長崎歴史文化博物館所蔵)。(文政9年(1826))
- ・ Factuur は、Factuur 1826. [Japan Portefeuille N° 24.1826] MS.N.A.Japans Archief, nr.1447 (K.A.11799). (Tōdai-Shiryō Microfilm : 6998-1-78-20)。
- ・ 積荷目録は未詳。(文政10年(1827))
- ・ Factuur 1827. [Japan Portefeuille N° 25. 1827] MS.N.A.Japans Archief, nr.1448 (K.A.11800). (Tōdai-Shiryō Microfilm : 6998-1-79-19) に御用御詠物は記されていない。
- ・ 積荷目録は、「[亥年 蘭船乗船員人数・風説書・積荷目録]」(古河歴史博物館所蔵鷹見家資料)。(文政11年(1828))
- ・ Factuur は、Factuur 1828. [Japan Portefeuille N° 26.1828] MS.N.A.Japans Archief, nr.1449 (K.A.11801). (Tōdai-Shiryō Microfilm : 6998-1-80-8)。
- ・ 積荷目録は、「崎陽齋米目録」九 (早稲田大学図書館所蔵)。
- ・ < >内は、Pakhuis of Goederen Boek.Japan A° 1828.[Japan Portefeuille N° 26.1828]MS.N.A.Japans Archief, nr.1449 (K.A.11801). (Tōdai-Shiryō Microfilm : 6998-1-80-10)。

(文政12年(1829))

- ・ Factuur は、Factuur 1829. [Japan Portefeuille N°27.1829a-b] MS.N.A.Japans Archief, nr.1450 (K.A.11803). (Tōdai-Shiryō Microfilm : 6998-1-81-4)。
- ・ 積荷目録は、「崎陽齋来目録」十 (早稲田大学図書館所蔵)。
- ・ < >内は、Pakhuisboek. Japan. 1829. [Japan Portefeuille N° 27.1829a-b] MS.N.A.Japans Archief, nr.1450 (K.A.11803) (Tōdai-Shiryō Microfilm : 6998-1-81-10)。

(文政13年(1830))

- ・ Factuur は、Factuur 1830. [Japan Portefeuille N°28.1830] MS.N.A.Japans Archief, nr.1451 (K.A.11804). (Tōdai-Shiryō Microfilm : 6998-1-82-15)。
- ・ 積荷目録は、「崎陽齋来目録」十一 (早稲田大学図書館所蔵)。
- ・ < >内は、Pakhuisboek. Japan. 1830. [Japan Portefeuille N° 28.1830] MS.N.A.Japans Archief, nr.1451 (K.A.11804). (Tōdai-Shiryō Microfilm : 6998-1-82-18)。
- ・ 文政13年12月10日に天保と改元。

(天保2年(1831))

- ・ Opgegevene Factuur は、[Japan Portefeuille N° 29 1831] MS.N.A.Japans Archief, nr.1452 (K.A.11805). (Tōdai-Shiryō Microfilm : 6998-1-83-1)。
- ・ 積荷目録は、「崎陽齋来目録」十二 (早稲田大学図書館所蔵)。

(天保3年(1832))

- ・ Opgegevene Factuur は、'1832. Opgegevene Facturen en Monsterrollen.' [Japan Portefeuille N° 30. 1832] MS.N.A. Japans Archief, nr.1453 (K.A.11806). (Tōdai-Shiryō Microfilm : 6998-1-83-13). 内の'Factuur van Eischgoederen...'。
- ・ 積荷目録は、「崎陽齋来目録」十三 (早稲田大学図書館所蔵)。

(天保4年(1833))

- ・ Opgegevene Factuur は、'Opgegevene Facturen en Monsterrol. 1833.' [Japan Portefeuille N° 31. 1833] MS.N.A. Japans Archief, nr.1454 (K.A.11807). (Tōdai-Shiryō Microfilm : 6998-1-84-10). 内の'Factuur van Eischgoederen...'。
- ・ 積荷目録は、「崎陽齋来目録」十四 (早稲田大学図書館所蔵)。

(天保5年(1834))

- ・ Opgegevene Factuur は、'Opgegevene Facturen en Monsterrol. 1834.' [Japan Portefeuille N° 32. 1834] MS.N.A. Japans Archief, nr.1455 (K.A.11808). (Tōdai-Shiryō Microfilm : 6998-1-84-25). 内の'Factuur van Eischgoederen...'。
- ・ 積荷目録は、「崎陽齋来目録」十五 (早稲田大学図書館所蔵)。

(天保6年(1835))

- ・ Opgegevene Factuur は、'Opgegevene Facturen, Nieuwstijdingen en Monsterrol 1835.' [Japan Portefeuille N° 33. 1835] MS.N.A. Japans Archief, nr.1456 (K.A.11809). (Tōdai-Shiryō Microfilm: 6998-1-85-5). 内の'Factuur van Eischgoederen...'。
- ・ 積荷目録は、「崎陽齋来目録」十六 (早稲田大学図書館所蔵)。

(天保7年(1836))

- ・ Opgegevene Factuur は、'Opgegevene Facturen, Nieuwstijdingen en Monsterrol 1836.' [Japan Portefeuille N° 34. 1836] MS.N.A. Japans Archief, nr.1457. (K.A.11810). (Tōdai-Shiryō Microfilm: 6998-1-86-3). 内の'Factuur van Eischgoederen...'。
- ・ 積荷目録は、「崎陽齋来目録」十七 (早稲田大学図書館所蔵)。

(文政7年(1824)) ~ (天保7年(1836))

- ・ 「切本」は、「從文政七申年至^(アキマツ) 御用御詔切本」(鶴見大学図書館所蔵)。

になっている。この割合（ $\frac{\text{会所への引き渡し額}}{\text{商館からの仕入額}}$ ）は全体では73.6%であるが、詔物全てを受け取った久松・高嶋連名（Fisamats Sekiziro en Takasima Sirotaju Sama Opperburgemeesteren）の品を除くと何と89.8%を示すことになる。これは、当然、長崎奉行・長崎代官・鉄砲方・町年寄・町年寄見習としての特権を生かした詔物を使用しての商売であり、果たしてどれだけの収益を得ていたか今のところその史料を得ていないが、かなりの収益が見込まれていたと推測される。⁽⁶⁾ 詔物が長崎会所で取引にかけられることは、御用御詔物も例外ではなかったと考えられる。次章で紹介する「御用御詔切本」には、商品名、反数、反物の「幅」・「長」の下に「元」・「拂」の記事があるが、「元」はオランダ側から日本側（長崎会所）が購入した価格であり、「拂」は長崎会所で五ヶ所商人等に売却された価格と考えられる。⁽⁷⁾

なお、表1の「送り状」と「積荷目録」との突き合わせによって明らかになった御用御詔物内の染織品は、全て「御用御詔切本」で扱われているわけではなく、表1の「切本」の有無で示したように46品目中30品目（65%）が記され、16品目（35%）は記されていない。すなわち、「御用御詔切本」は、輸入された御用御詔物としての染織品（＝反物）を網羅的に扱っているものではなく、長崎会所で五ヶ所商人等を相手に取引にかけられることを前提とした反物を扱ったものと考えられる。

第2章「從文政七申年至^(アキママ) 御用御詔切本」について

「從文政七申年至^(アキママ) 御用御詔切本」は和紙仮綴にして縦27.3cm、横19.8cm（縦帳）で、30丁、103裂（最大裂15.9cm×14.0cm、最小裂5.8cm×3.0cm）からなる。本史料の作成者は表紙に示すように反物目利の山本である。山本家における反物目利初代は、山本太郎であり、由緒書によると「寶永五子年 別所播磨守様四御在勤之節被召出、御物端物目利役見習被為 仰付四ヶ年相勤、正徳元卯年 久松備後守様二御在勤之節御物反物目利役被為 仰付」⁽⁸⁾ た。長崎地役人として反物目利が始まったのが寛文11年（1671）であるから、反物目利職のはじまりから数えて40年目に正式に反物目利に任命されたことになる。「御用御詔切本」は五代山本甚左衛門（在職、享和元（1801）～天保4年（1833））と六代善右衛門（在職、天保4年（1833）～天保14年（1843））の二代にわたって作成されたものか、あるいは六代善右衛門の時に五代甚左衛門時代に扱った反物にまでさかのぼって作成されたものと考えられる。

本史料は文政7年（1824）から天保7年（1836）までにオランダ船が輸入した御用御詔物としての反物を貼り込んでいるが、表題に「從文政七申年至^(アキママ) 御用

御詔切本」と記されていることより天保8年以降にも貼り込む予定があったのかもしれない。

また、先にも記したように、御用御詔物の反物を全て扱っているわけではなく、長崎会所で取引にかけられることを前提とした反物の裂を貼り込んだ「切本」とみることができる。

次頁以降に本史料「從文政七申年至^(アキママ) 御用御詔切本」を写真を添えて紹介し考察を加えていきたい。（28頁～35頁参照）

28頁～35頁で紹介したように「從文政七申年至^(アキママ) 御用御詔切本」は御用御詔物の反物の内、長崎会所で取引にかけられることを前提としたものに関して輸入年と反物名・反数・幅・長・元・拂が記され、それに相当する実物の裂が貼り込まれたものである。しかし、貼り込まれた裂は全て残っておらず、一部といつてよい。裂が剥ぎ取られたのが取引にかかわる時点（オランダへの注文見本などのため）であったか、または後年第三者によっておこなわれたかは不明である。本「切本」作成の第一の目的は、恐らく長崎会所において五ヶ所商人等を相手に取引にかけられる際の手元資料とするためであったと推測される。その他には、その後の取引段階で現物と照合したり、後年の参考の意味合いもあったと考えられる。

第3章「從文政七申年至^(アキママ) 御用御詔切本」とオランダ史料

本章においては、第2章で紹介した「從文政七申年至^(アキママ) 御用御詔切本」で扱われている反物の名称はなにを表し具体的にどのようなものなのか、また、長崎においてどれくらいの価格でオランダ側と長崎会所で取引され、さらに、長崎会所でいくらで五ヶ所商人等に売却されたのか、現存するオランダ側史料と突き合わせて考察してみたい。なお、オランダ側史料は先述の「送り状」の他、主に「日本商館勘定帳」付録文書の「御用御詔売上計算書」⁽⁹⁾ を用いて考察する。

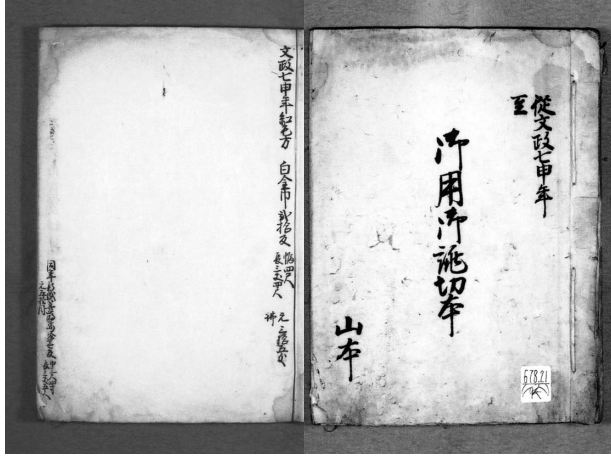
（36頁～44頁に掲げる表2～12では、「品名」、「反数」、反物の「幅」・「長」、「元」（1反に付いての長崎会所購入価格）、「拂」（1反について長崎会所が五ヶ所商人等に売却した価格）、「貼付裂数」を「御用御詔切本」によって記し、「品名」、「反数」、「元」をオランダ側史料「御用御詔売上計算書」によって「御用御詔切本」記事に照合する形で記す。）

文政7年（1824）（表2）

白金巾 witte hamans

「金巾」はポルトガル語canequimの転じた語。⁽¹⁰⁾ カネキンはインドの西岸コンカン地方（現マハラシュトラ州）に古くから住んでいたマラータMaratha部族

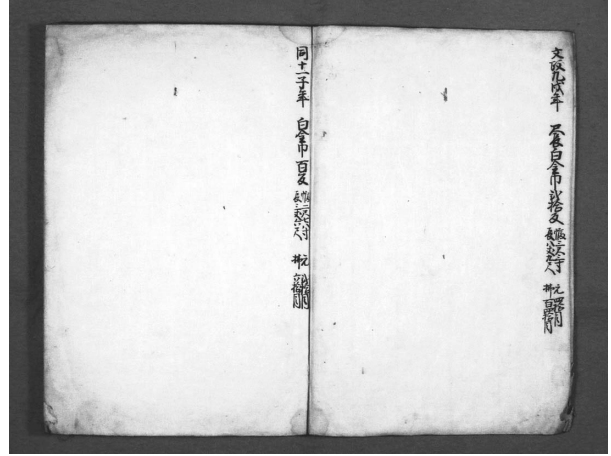
御用御詠物としての染織輸入



〔1丁オ〕

〔表 紙〕

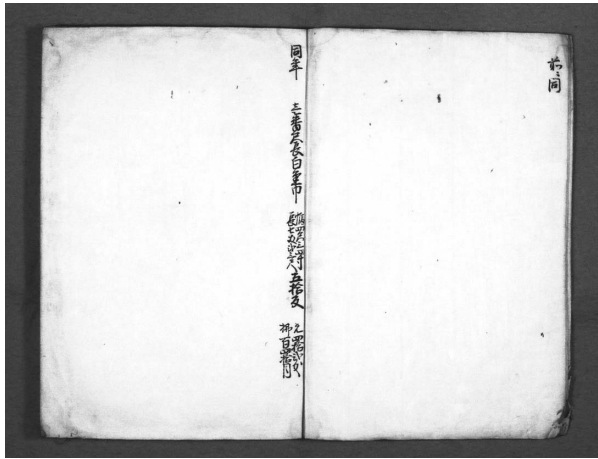
<p>文政七年申年方 白金巾 式拾反 同 元五拾日</p>	<p>從文政七申年 至 御用御詠切本 山本</p>
-----------------------------------	---------------------------------------



〔2丁オ〕

〔1丁ウ〕

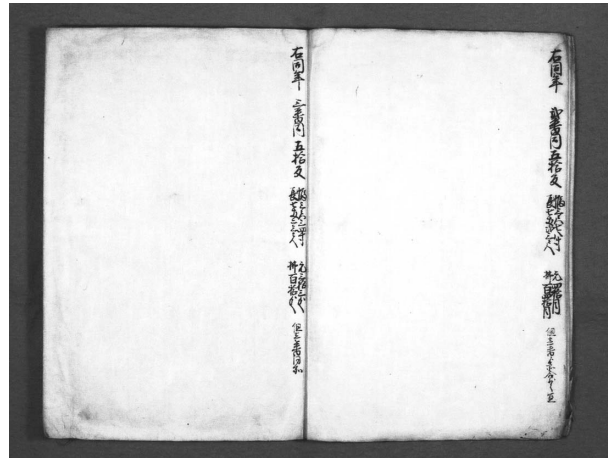
<p>同十一年 白金巾 百反 長三尺七寸 幅二尺六寸 元五拾日</p>	<p>文政九年申年 尺長白金巾 式拾反 同 元五拾日</p>
---	------------------------------------



〔3丁オ〕

〔2丁ウ〕

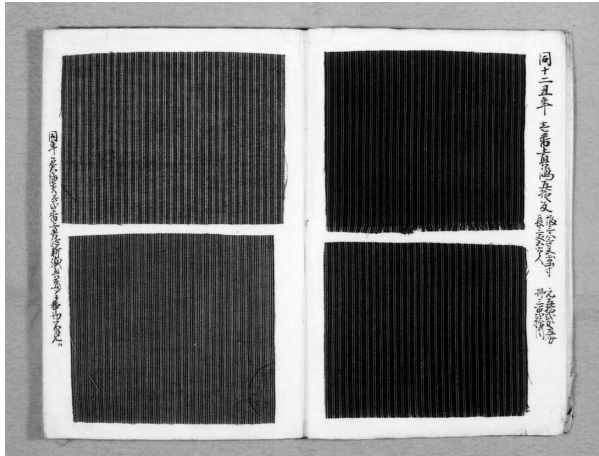
<p>同年 三番長白金巾 式拾反 同 元五拾日</p>	<p>前二同</p>
---------------------------------	------------



〔4丁オ〕

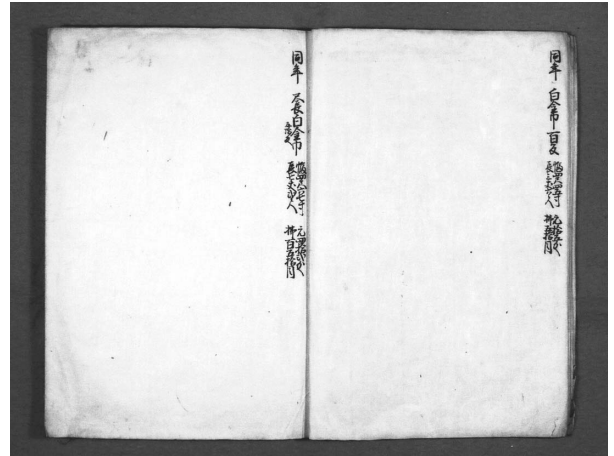
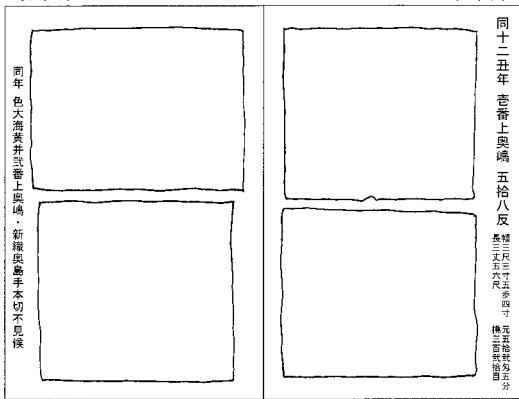
〔3丁ウ〕

<p>右同年 三番同 五拾反 長七丈三寸 幅三尺三寸 元五拾日</p>	<p>右同年 三番同 五拾反 長七丈七寸八分 幅三尺三寸 元五拾日</p>
---	---



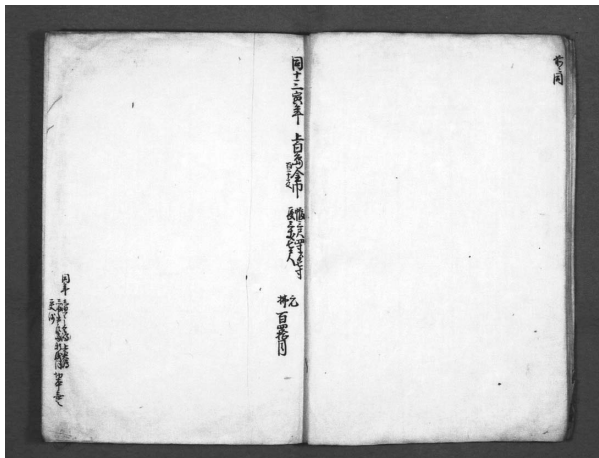
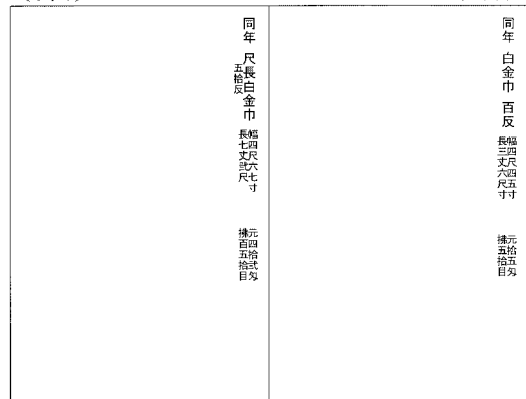
[5丁オ]

[4丁ウ]



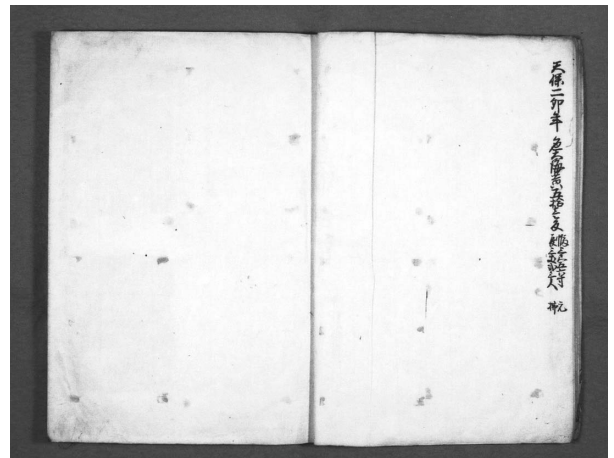
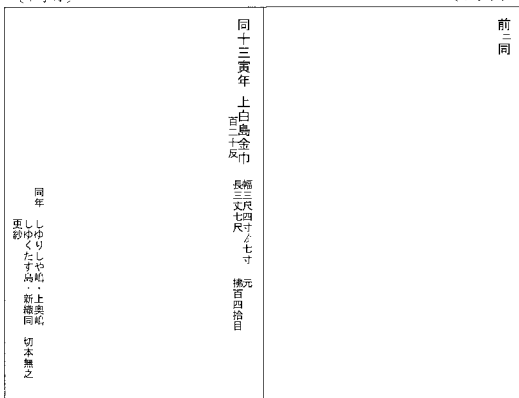
[6丁オ]

[5丁ウ]



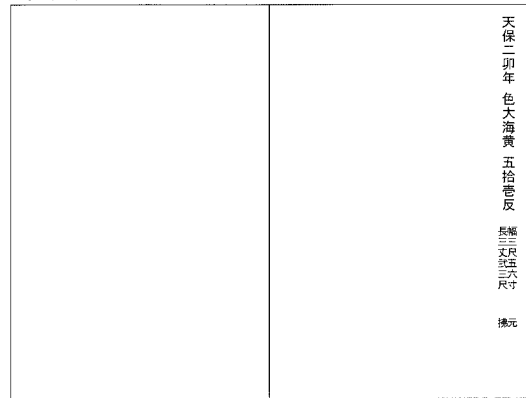
[7丁オ]

[6丁ウ]

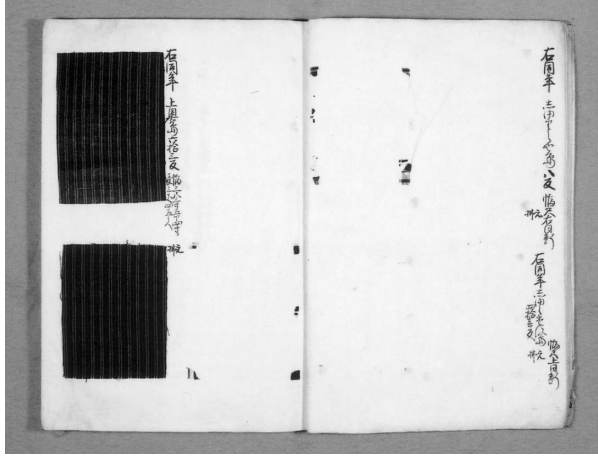


[8丁オ]

[7丁ウ]



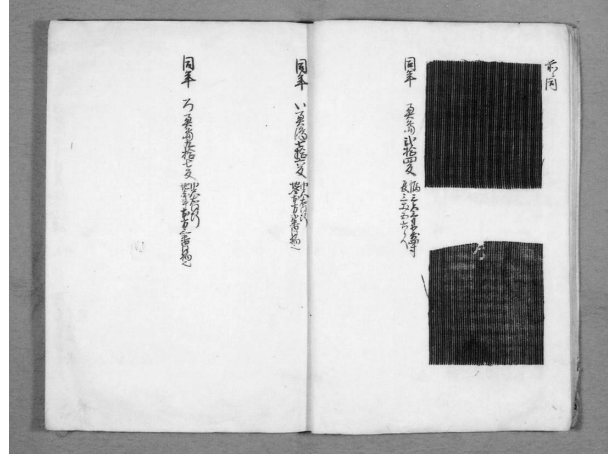
御用御詔物としての染織輸入



〔9丁オ〕

〔8丁ウ〕

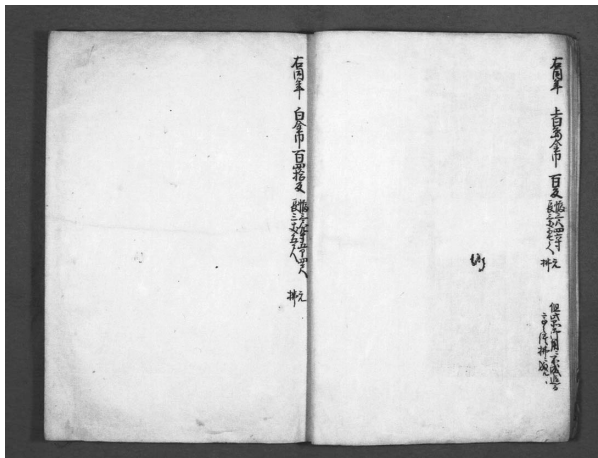
<p>右同年 上奥島 六拾三反 幅三反二寸五分 長三反五寸四分 拂元</p> <p>右同年 上奥島 六拾三反 幅三反二寸五分 長三反五寸四分 拂元</p>	<p>右同年 しゆりしや島 八反 幅尺右間断 拂元</p> <p>右同年 しゆりしや島 四拾九反 幅尺上間断 拂元</p>
---	---



〔10丁オ〕

〔9丁ウ〕

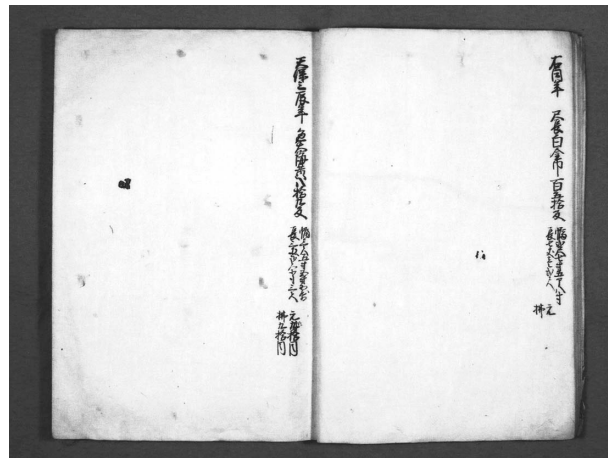
<p>同年 い奥嶋 七拾六反 巾尺右間断 地尺右間断 拂元</p> <p>同年 ろ奥嶋 九拾七反 巾尺右間断 地尺右間断 拂元</p>	<p>前同</p> <p>同年 奥島 七拾四反 幅三反二寸五分 長三反五寸四分 拂元</p>
---	--



〔11丁オ〕

〔10丁ウ〕

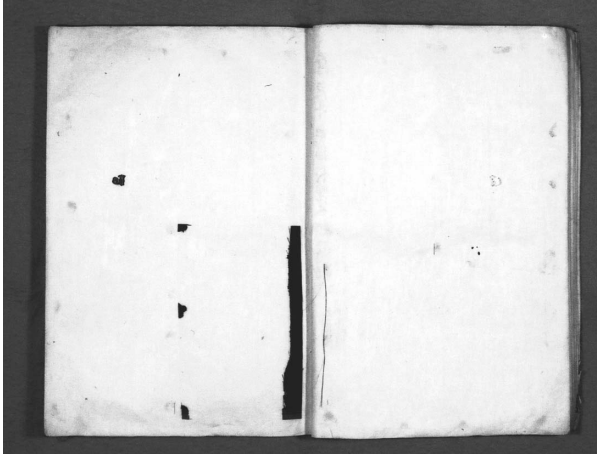
<p>右同年 白金巾 百四拾反 幅三反九寸五分 長三反五寸四分 拂元</p>	<p>右同年 上白島金巾 百反 幅三反四寸七分 長三反五寸四分 拂元</p> <p>但此品御用ニ成進 高之御拂ニ成ル</p>
--	--



〔12丁オ〕

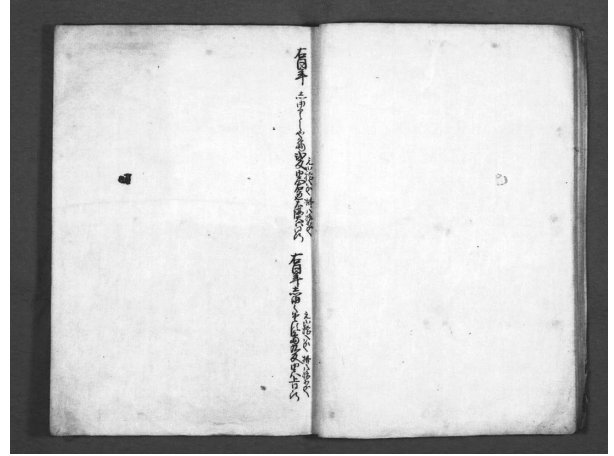
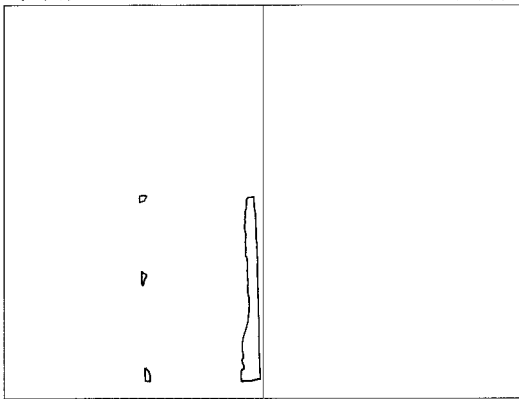
〔11丁ウ〕

<p>天保二辰年 色大海黄 八拾九反 幅三反五寸五分 長三反五寸四分 拂元</p>	<p>右同年 尺長白金巾 百五拾反 幅三反七寸五分 長三反五寸四分 拂元</p>
---	--



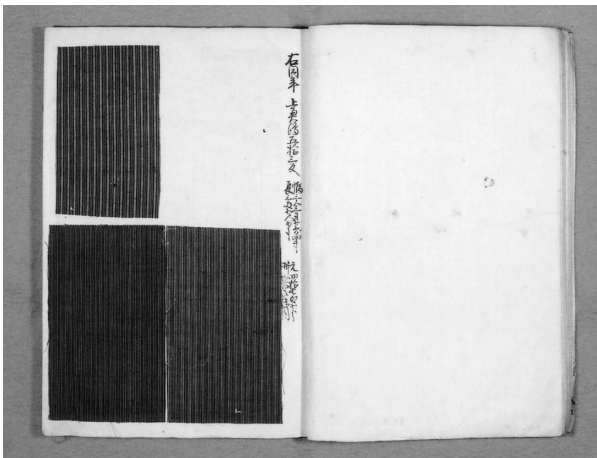
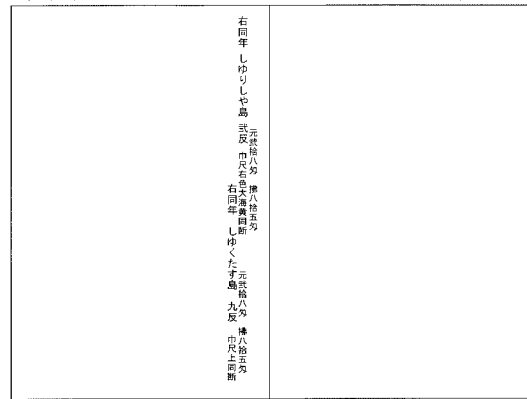
〔13丁オ〕

〔12丁ウ〕



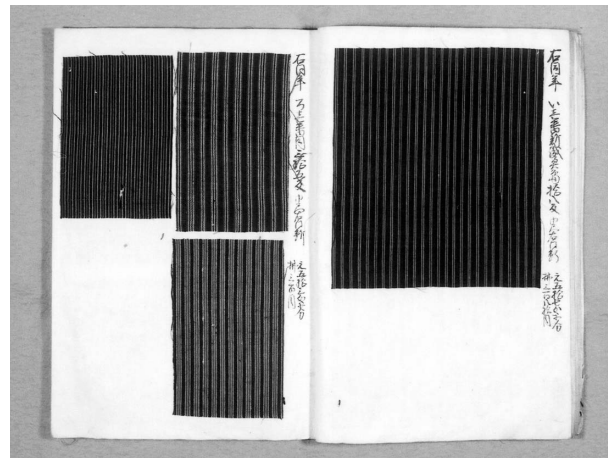
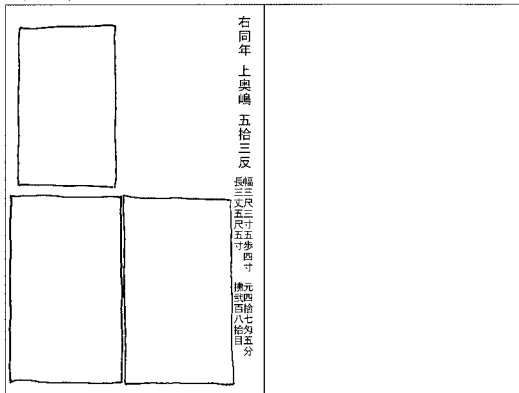
〔14丁オ〕

〔13丁ウ〕



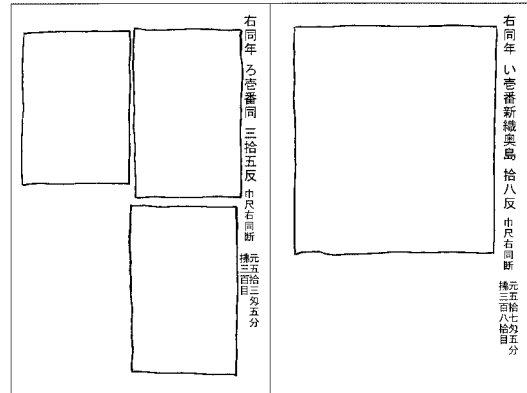
〔15丁オ〕

〔14丁ウ〕

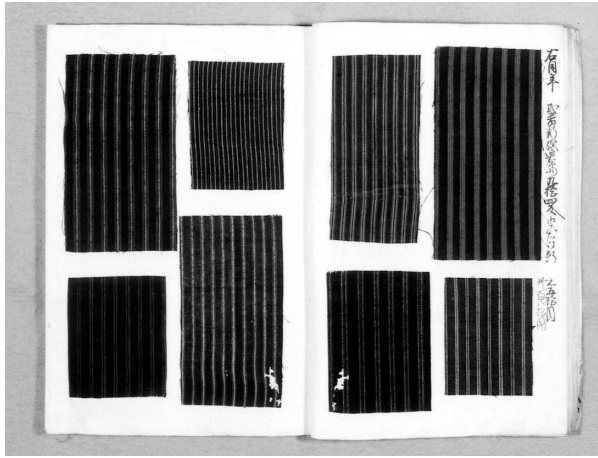


〔16丁オ〕

〔15丁ウ〕

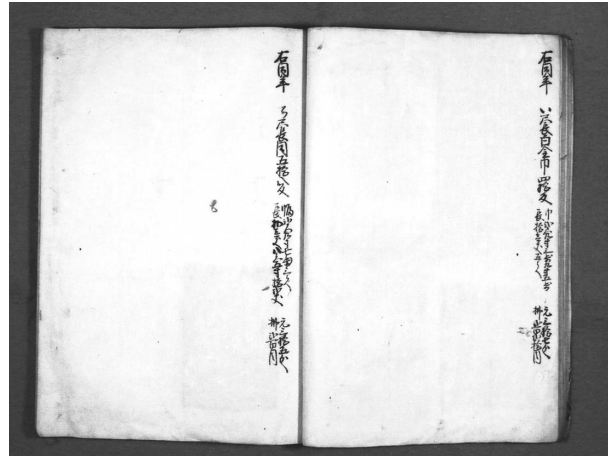
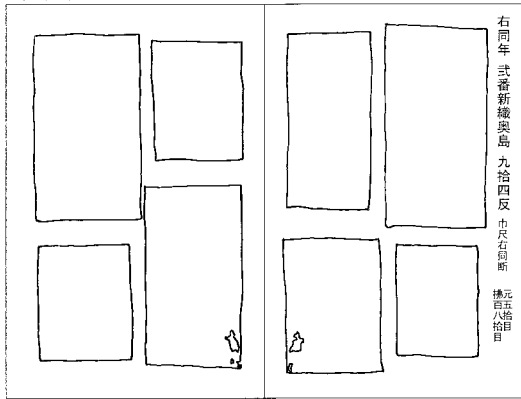


御用御詔物としての染織輸入



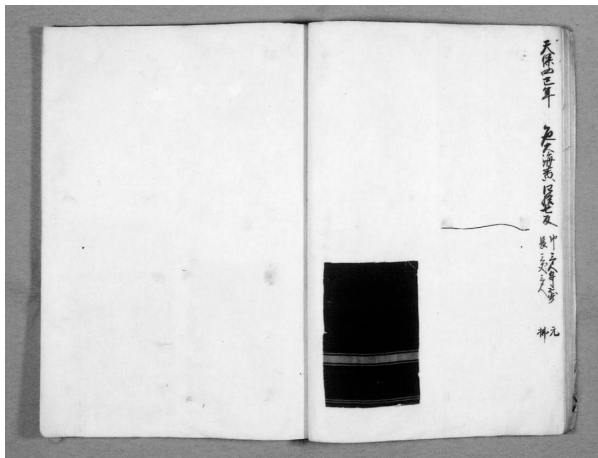
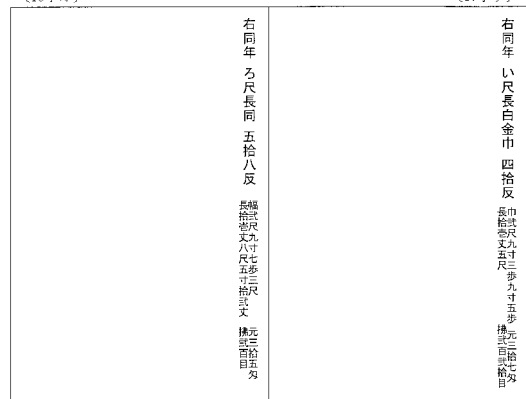
[17丁オ]

[16丁ウ]



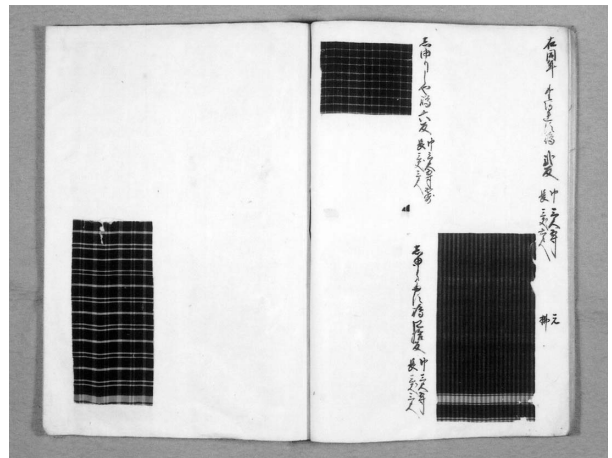
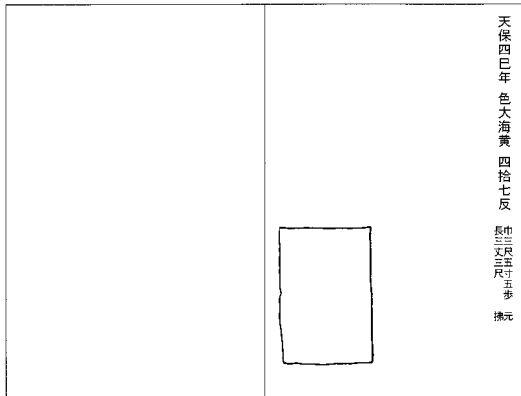
[18丁オ]

[17丁ウ]



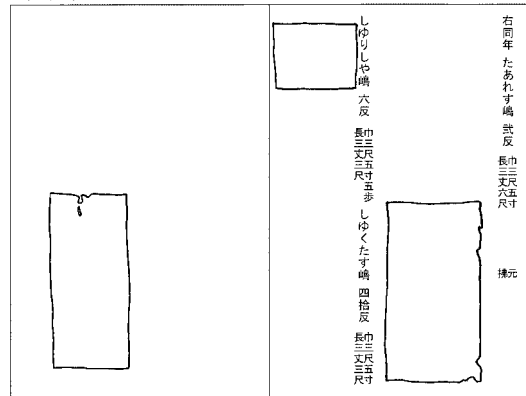
[19丁オ]

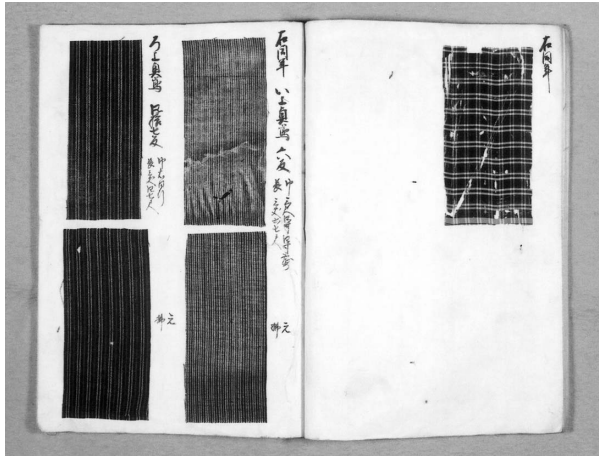
[18丁ウ]



[20丁オ]

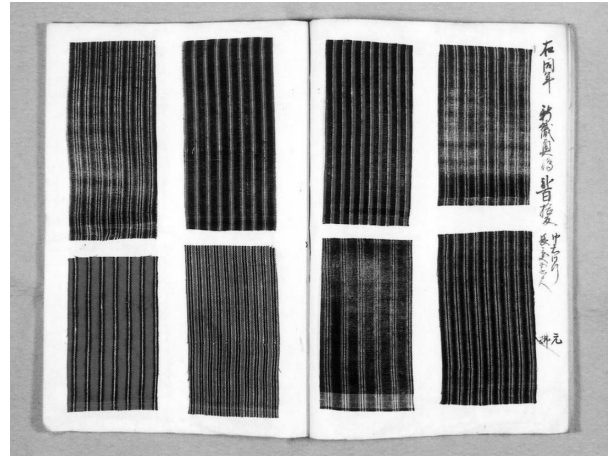
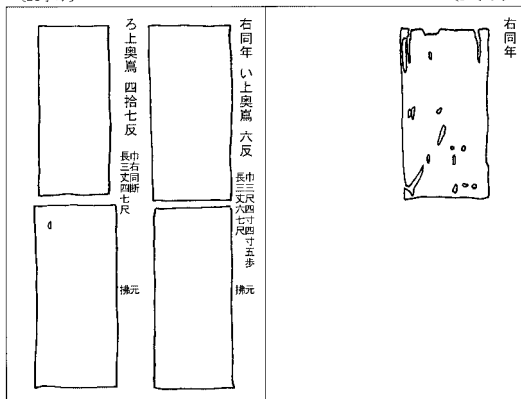
[19丁ウ]





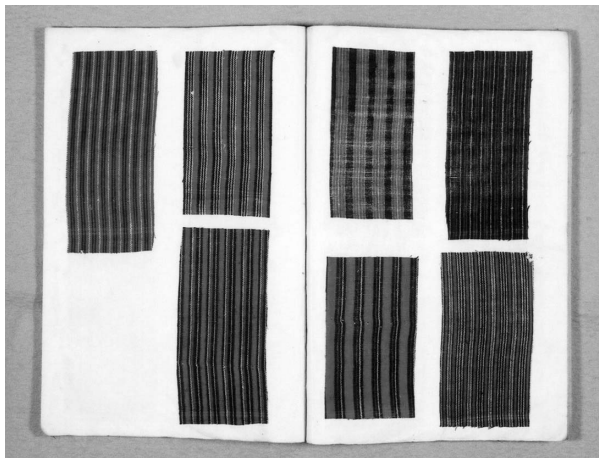
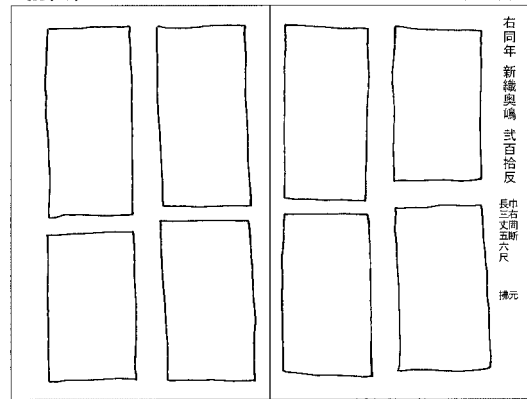
〔21丁オ〕

〔20丁ウ〕



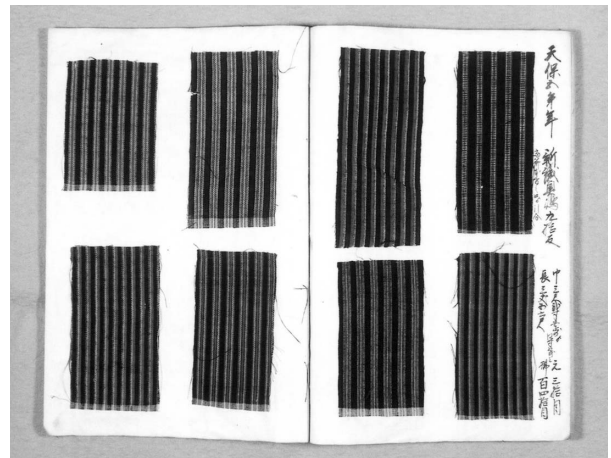
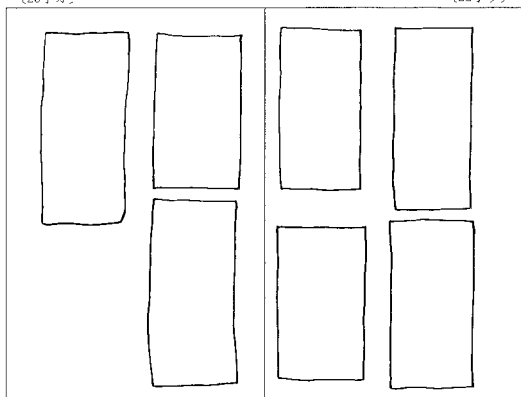
〔22丁オ〕

〔21丁ウ〕



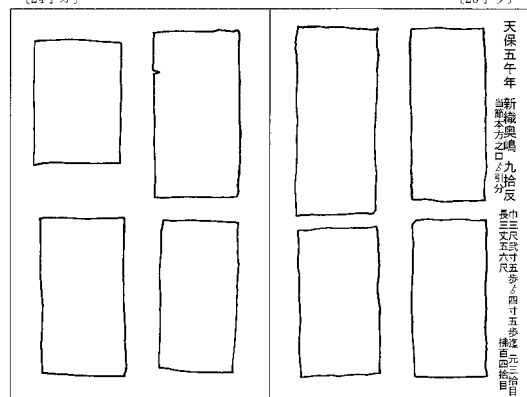
〔23丁オ〕

〔22丁ウ〕

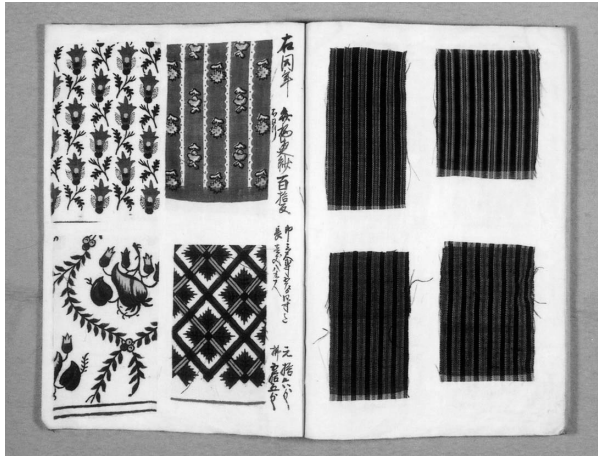


〔24丁オ〕

〔23丁ウ〕

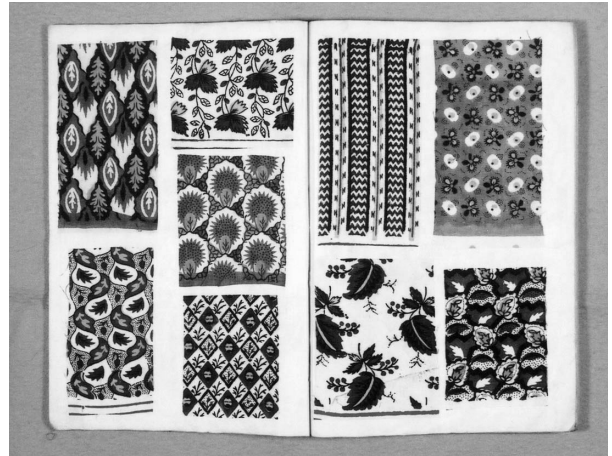
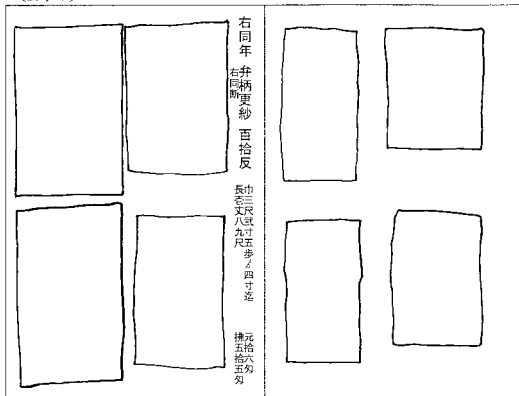


御用御詠物としての染織輸入



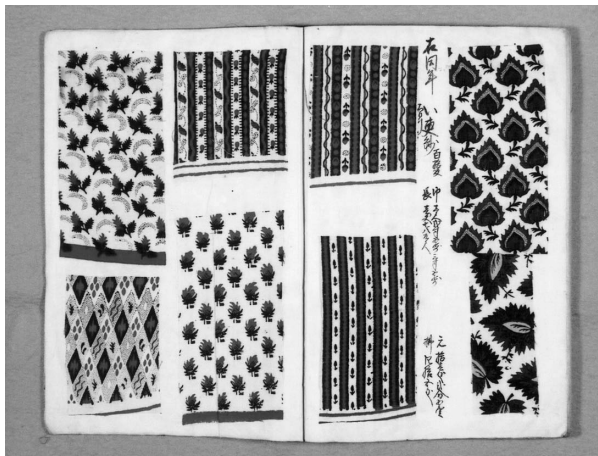
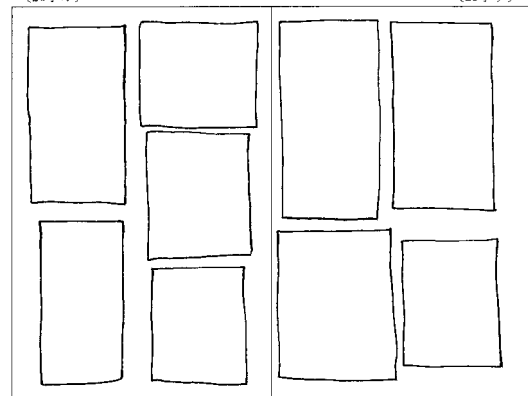
[25丁オ]

[24丁ウ]



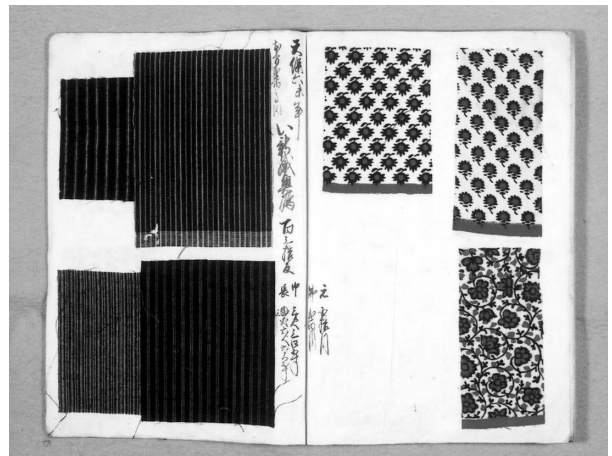
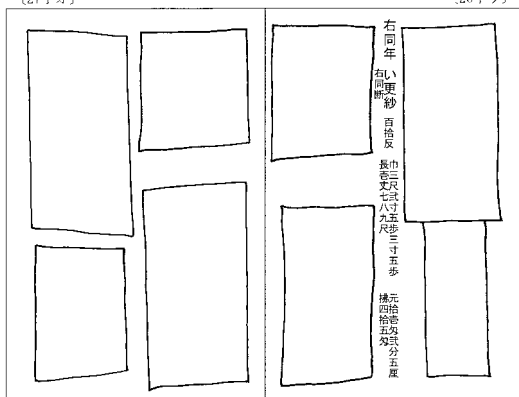
[26丁オ]

[25丁ウ]



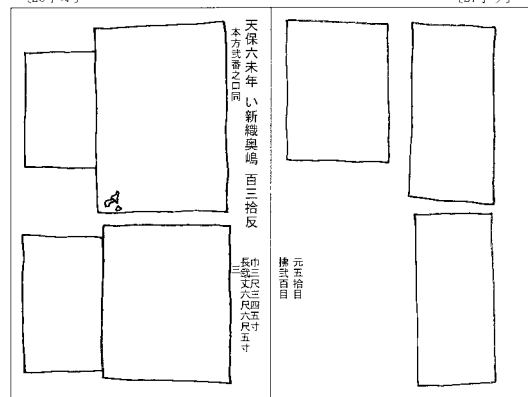
[27丁オ]

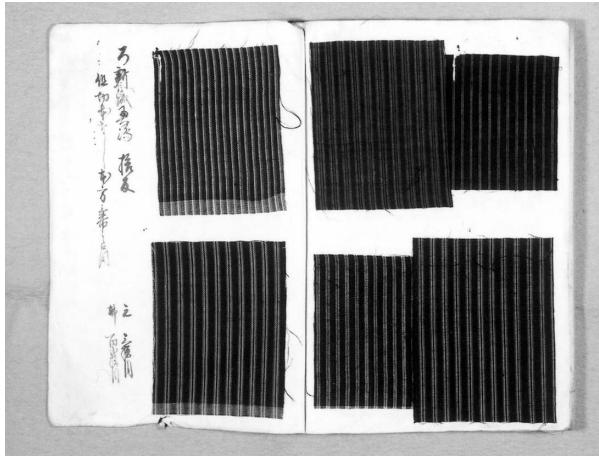
[26丁ウ]



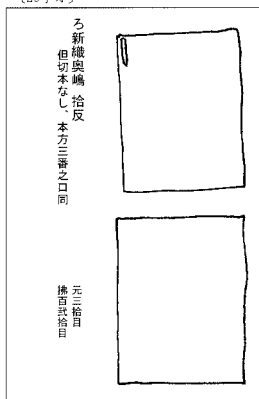
[28丁オ]

[27丁ウ]

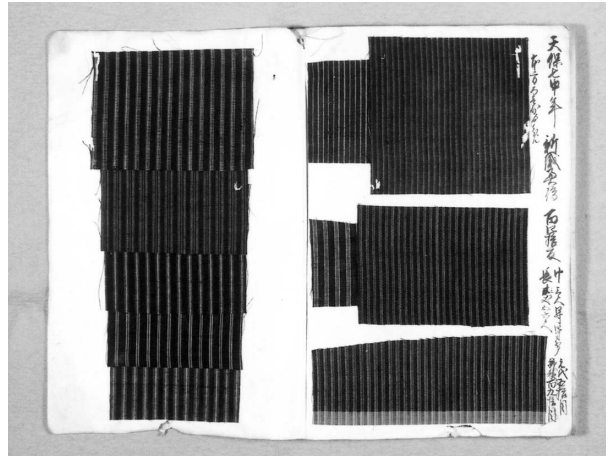
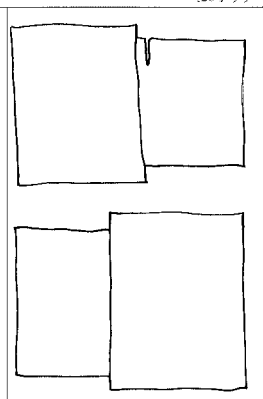




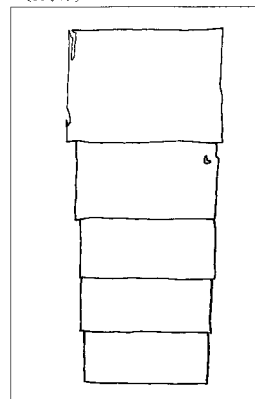
[29丁オ]



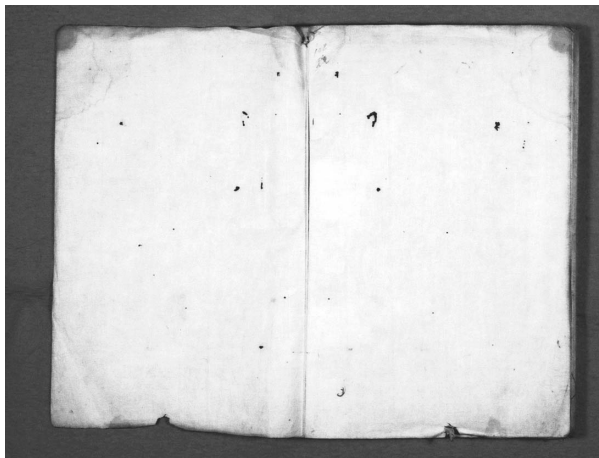
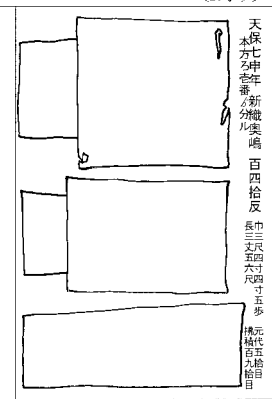
[28丁ウ]



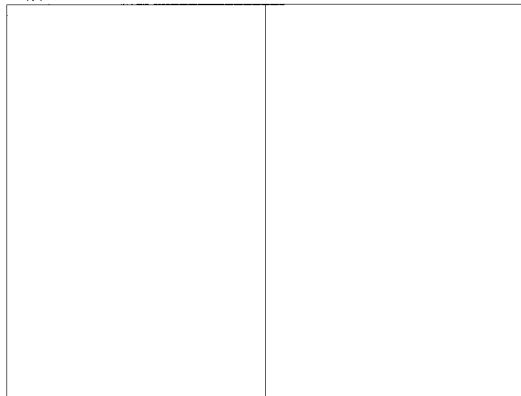
[30丁オ]



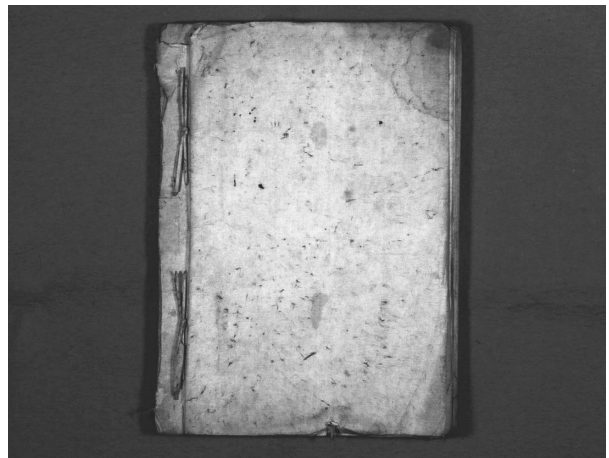
[29丁ウ]



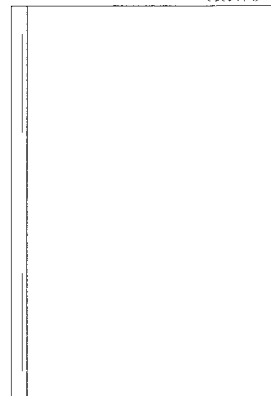
[裏表紙の裏]



[30丁ウ]



[裏表紙]



御用御詔物としての染織輸入

表2 文政7年(1824)の御用御詔物内の染織品

品名	反数	幅	長	元	拂	貼付張数
白金巾 witte hamans	20反 20 stuks	4尺	3丈4尺	35匁 T. 7.0	—	—
新織算崩島 geblokte taffachelassen	11反 11 stuks	3尺4寸	3丈5尺	50目 T. 10.0	—	—

表3 文政9年(1826)の御用御詔物内の染織品

品名	反数	幅	長	元	拂	貼付張数
尺長白金巾 hamans	20反 20 stuks	3尺3寸	8丈9尺	40目 T. 8.0	140目	—

表4 文政11年(1828)の御用御詔物内の染織品

品名	反数	幅	長	元	拂	貼付張数
白金巾 hamans fijn	100反 100 stuks	2尺7～8寸 27 en 28 duim	3丈6尺 36 waaijer 6 duim tot 37 waaijer	20目 T. 4.0	60目	—
壹番尺長白金巾 hamans 1 ^e soort	50反 50 stuks	4尺3～4寸 45 duim	7丈2～3尺 73 waaijer	42匁 T. 8.4	140目	—
貳番同 hamans 2 ^e soort	50反 50 stuks	3尺7～8寸 38 duim 5 linie	7丈2～3尺 73 waaijer 7 duim	40目 T. 8.0	140目	— 但、壹番の品合少々宜
参番同 hamans 3 ^e soort	50反 50 stuks	3尺3～4寸 34 duim 8 linie	7丈2～3尺 72 waaijer 3 duim	33匁 T. 6.6	110匁	— 但、壹番同品

註：「幅」「長」のオランダ側史料は Procees verbaal over 't ontpakken en afleveren den geschenk goederen.
[Japan Portefeuille N° 26.1828] MS.N.A.Japans Archief, nr.1449 (K.A.11801). (Tōdai-Shiryō Microfilm:
6998-1-80-13)による。

表5 文政12年(1829)の御用御詔物内の染織品

品名	反数	幅	長	元	拂	貼付張数
壹番上奥嶋 taffachelassen verbeterde f. J 1 ^e soort	58反 58 stukken	3尺3寸5歩～(3尺)4寸	3丈5～6尺	52匁5分 T. 10.5	320目	4
色大海黄并貳番上奥嶋・新織奥島手木切不見候						
色大海黄 gekleurde armozijnen	100 stukken			T. 5.6		
貳番上奥嶋 taffachelassen verbeterde f. J 2 ^e soort	42 stukken			T. 8.4		
新織奥島 taffachelassen extra fijn 1 ^e soort f. J	100 stukken			T. 11.5		
白金巾 wit katoen	100反 100 $\frac{1}{2}$ stukken	4尺4～5寸	3丈6尺	15匁 T. 3.0	50目	—
尺長白金巾 wit katoen	50反 50 stukken	4尺6～7寸	7丈2尺	42匁 T. 8.4	150目	—

が話すマラータ語 (Konkani-Marahti) のKhankiに由来するとされる。⁽¹¹⁾ witteは「白色の」の意。hamansは堅い厚地の金巾のこと。⁽¹²⁾「切本」の裂は剥がされていて確認できないが、堅く燃った糸で織った目の細かい綿布と考えられる。

「送り状」によれば仕入値は1反に付14.0テール。⁽¹³⁾これはバタヴィアでの仕入値であり、出島仕入値にはバタヴィアから長崎までの輸送経費が加えられなければならないが、本稿では、残存史料の都合上、「送り状」の数値を各商品の仕入値としてみていく。本品をオランダ側は、御用御詠物として7.0テールで日本側に販売している。1テールは宝銀で10匁、正銀で5匁になることより「切本」の「元」35匁は正銀で記されていることがわかる。

新織算崩島 geblokte taffachelassen

「新織」とは従来輸入されたものとは違うニュータイプの染織を意味すると考えられる。「算崩島」の「島」は、現在の「縞」を意味するが、本来は海外からの持ち渡り(島渡り)の反物に縞柄のものが多かったことより、島が現在の縞を意味するようになったといわれる。⁽¹⁴⁾「算崩」は算木を崩した形の意。「算崩島」は経緯の色の排列の仕方によって三筋ずつ縦横に石畳のように織りだした碁盤縞模様の織物である。⁽¹⁵⁾ geblokteは「碁盤縞」の意。taffachelas (-sen)は縦縞の絹織物、交織または綿織物といわれるが、19世紀輸入のものは綿織物であったと考えられる。⁽¹⁶⁾「切本」には裂がないため確認できないが、経糸・緯糸共に二本ずつ引き揃えの双糸を用いて平織(斜子織)にした碁盤縞の綿織物と考えられる。

「送り状」によれば仕入値は1反に付12.75テール。本品をオランダ側は、御用御詠物として1反10テール(50目)で日本側に販売している。

文政9年(1826)(表3)

尺長白金巾 hamans

「尺長」は標準の長さ(定尺)より長い意。本品が上述文政7年輸入の「白金巾」の長さ(3丈4尺)に比べて長いことがわかる(8丈9尺)。「白金巾」・hamansの意は上述。

「送り状」によれば仕入値は1反に付16.75テール。本品をオランダ側は、御用御詠物として1反8.0テール(40目)で日本側に販売している。その後、長崎会所はこの品を3.5倍の1反140目で売却している。

文政11年(1828)(表4)

白金巾 hamans fijn、壹番尺長白金巾 hamans 1^o soort、貳番同(=尺長白金巾) hamans 2^o soort、三番同(=尺長白金巾) hamans 3^o soort

「白金巾」・hamansの意は上述。fijnは、「質のよい、(織目の)細かい」の意。1^o soort、2^o soort、3^o soortを

日本側は、壹番、貳番、三番と訳しているが、soortは等級ではなく、種類を意味しており、1種、2種、3種ということになる。したがって、「切本」の「貳番同(=尺長白金巾)」に「但、壹番 5 品合少々宜」、同じく「三番同(=尺長白金巾)」に「但、壹番同品」と但し書きが記されていることに首肯できよう。

「送り状」には、この4品目の仕入値は合計で記されているため詳細は未詳であるが、平均値を出せば、1反に付9.47テールになる。オランダ側は御用御詠物として「白金巾」を1反4.0テール(20目)、「壹番尺長白金巾」を1反8.4テール(42匁)、「貳番同(=尺長白金巾)」を1反8.0テール(40目)、「三番同(=尺長白金巾)」を1反6.6テール(33匁)でそれぞれ日本側に販売している。その後、長崎会所はそれらを3~3.5倍で売却している。

文政12年(1829)(表5)

壹番上奥嶋 taffachelassen verbeterde l: J 1^o soort

「奥嶋」の「奥」とは日本から遠く離れた漠然とインドあたりを指すものと考えられる。「嶋」は上述の如く現在の「縞」の意。verbeterdeは「改良された」の意。l: (=letter) Jは「文字(符号)い」を意味する。taffachelas (-sen)・l: soort (=soort)の意は上述。

「切本」には裂が4枚貼付けられている。経糸・緯糸共に二本ずつ引揃えた双糸を用いて平織にしたいわゆる斜子地であり、細い綿糸を用いて織りあげた密な地合としなやかさ、滑らかな光沢などが特徴といえよう。糸込みは1cm間に経34本の2倍、緯30越の2倍になっている。奥嶋は本来インド産であるが、当時はすでにヨーロッパ産(模造奥嶋)が日本に輸入されており、⁽¹⁷⁾本品は染料のあでやかさからみてヨーロッパ産と考えられる。(図1・2参照)

本品は、本来本方荷物の取引用として輸入されたものであり、「送り状」によれば仕入値は1反に付9.3テール。これをオランダ側は御用御詠物として1反10.5テール(52匁5分)で日本側に販売している。その後、長崎会所は6倍の1反320目で売却している。

白金巾 wit katoen、尺長白金巾 wit katoen

「白金巾」・「尺長」・witの意は上述。katoenは「綿布」の意。「送り状」によれば仕入値は、「白金巾」は1反に付5.6テール、「尺長白金巾」は1反に付13.8テール。オランダ側は「白金巾」を1反3.0テール(15匁)、「尺長白金巾」を1反8.4テール(42匁)で日本側に販売している。その後、長崎会所は「白金巾」を3.3倍の1反50目、「尺長白金巾」を3.6倍の1反150目で売却している。

「切本」の文政12年の記事には「色大海黄并式番上奥嶋・新織奥島手本切不見候」とあり、この3品目が長崎会所で売却の対象になったかどうかは未詳ではある

が、オランダ側史料より作表し解説を加えておく。

色大海黄 gekleurde armozijnen

「色」はここでは色のついた無地物を意味する。「大」は定尺に比べて長さか幅が大きいことを意味する。「海黄」はペルシア湾にある島名に由来するといわれている。⁽¹⁸⁾ gekleurdeは「色のついた」の意。armozijsen (-en) はペルシア湾の一小島にあった独立都市Orumusに由来する薄くて丈夫な絹織物。原産地はベンガル。海黄は経糸が細く、緯糸に太目の平糸を用いて平織にした絹織物。⁽¹⁹⁾ 染織の詳細については「切本」に裂が現存している天保4年の項で詳述する。

本品は、本来本方荷物の取引用として輸入されたものであり、「送り状」によれば仕入値は1反に付15.0テール。これをオランダ側は御用御詠物として1反5.6テール（〔28匁〕）で日本側に販売している。

式番上奥嶋 taffachelassen verbeterde I: J 2^o soort

商品名については上述。本品は、本来本方荷物の取引用として輸入されたものであり、「送り状」によれば仕入値は1反に付9.3テール。これをオランダ側は御用御詠物として1反8.4テール（〔42匁〕）で日本側に販売している。

新織奥島 taffachelassen extra fijn 1^o soort I: J

extraは「特別上等の」の意。その他の商品名については上述。本品は、本来本方荷物の取引用として輸入されたものであり、「送り状」によれば仕入値は1反に付11.9テール。これをオランダ側は御用御詠物として1反11.5テール（〔57匁5分〕）で日本側に販売している。

文政13年（1830）（表6）

上白島金巾 kambriek diemet

kambriekは、原産地であるフランス北部の都市カンブレCambraiに由来する薄地で上質なカナキン。⁽²⁰⁾ diemetは模様を織り出した丈夫な綿織物。⁽²¹⁾ 「切本」の裂は剥がされていて確認できないが、日本側の商品名より縞柄（地文_ナ）で上質なカナキン（綿布）と思われる。

「送り状」によれば仕入値は1反に付10.85テール。本品をオランダ側は御用御詠物として1反8.0テール（〔40目〕）で日本側に販売している。その後、長崎会所はこの品を3.5倍の1反140目で売却している。

「切本」の文政13年の記事には「しゆりしや嶋・しゆくたす島・更紗・上奥嶋・新織同 切本無之」とあり、この「しゆりしや嶋」以下5品目が長崎会所で売却の対象になったかどうかは未詳ではあるが、オランダ側史料より作表し解説を加えておく。

しゆりしや嶋・しゆくたす島 armozijnen

商品名については後述天保2年の項参照。本品は、本来本方荷物の取引用として輸入されたものであり、「送り状」によれば仕入値は1反に付15.0テール。これをオ

ランダ側は御用御詠物として1反5.6テール（〔28匁〕）で日本側に販売している。

更紗 Bengaalsche sitsen

更紗の原語であるオランダ品目名はsits (-en) (= chitz (-en))。sits (-en) は「さらさ」の意。sitsは「染め分けの、まだらの」という意味の梵語citraに由来するとされ、⁽²²⁾ 綿布を花鳥・人物・幾何学文様等、種々様々な文様に染め分けたものである。

Bengaalscheは「ベンガル産の」の意。従って、本品はオランダ側の商品名からはベンガル産の更紗となる。しかし、本品に相当するものは「送り状」にEurop: Patnasche chitzen、Europ: Patna chitsen（ヨーロッパ産のパトナ更紗）とあり、オランダ側史料のPakhuisboek（倉庫商品出納簿）⁽²³⁾にはEuropesche Patna-sitsen. Volgens de Japansche sortering Bengaalsche sitsen.（ヨーロッパ産のパトナ更紗。日本の分類によりベンガル更紗。）と記されている。すなわち本品はヨーロッパで作製された模造のパトナ更紗であり、日本ではこれをBengaalsche sitsen（弁柄更紗）とされているわけである。なお、パトナはベンガルに隣接するビハール州の首都で、Patnasche chitzenは本来パトナで仕入れた更紗を意味する。この時期はインド産の更紗は輸入されず、ヨーロッパ産の更紗が持ち渡られていた。⁽²⁴⁾ したがって、本品はヨーロッパで模造されたパトナ更紗である。現物に関しては、「切本」に貼付裂のある天保5年の項で述べる。

本品は、本来本方荷物の取引用として輸入されたものであり、「送り状」によれば仕入値は1反に付3.07テール。これをオランダ側は御用御詠物として1反2.25テール（〔11匁2分5厘〕）で日本側に販売している。

上奥嶋 verbeterde taffachelassen

商品名については上述。本品は、本方荷物の取引用として輸入された40反と、御用御詠物として輸入された30反が使用されており、「送り状」によれば仕入値は40反が1反に付8.93テール、30反が1反に付15.0テールである。これをオランダ側は御用御詠物として1反10.0テール（〔50目〕）で日本側に販売している。

新織同（＝奥嶋） extra fijne taffachelassen

商品名については上述。本品は、本方荷物の取引用として輸入された120反と、御用御詠物として輸入された70反が使用されており、「送り状」によれば仕入値は120反が1反に付13.11テール、70反が1反に付15.0テールである。これをオランダ側は御用御詠物として1反11.5テール（〔57匁5分〕）で日本側に販売している。

天保2年（1831）（表7）

色大海黄 armozijsen gekouleurd、しゆりしや島 sursianissen zijde、しゆくたす島 suktassen zijde

色大海黄・armozijsen gekouleurdについては上述。し

ゆりしや島sursianissen zijde、しゆくたす島suktassen zijdeは海黄 (armozijn) と同じ糸使いによる絹織物であり、日本側商品名は原語を音訳していることがわかる。また、各語尾の「島」は上述の如く現在の「縞」を意味する。オランダ側商品名のzijdeは家蚕の生糸を材料とした絹織物を意味する。「しゆりしや」・「しゆくたす」については、地名との説もあるが管見の限りそれらの地名をいまのところみつけることができない。色大海黄・しゆりしや島・しゆくたす島の詳細な織りについては、「切本」に貼付裂のある天保4年の項で記す。

この3品目は、本来本方荷物の取引用として輸入されたものであり、「送り状」によれば仕入値は1反に付15.0テール。これらをオランダ側は御用御詠物として1反5.6テール（〔28匁〕）で日本側に販売している。

上奥島 taffacelassen verbeterd、奥島 taffacelassen、い奥島 taffacelassen I: J、ろ奥島 taffacelassen I: Lo

各商品名については上述。これら4品目は、本来本方荷物の取引用として輸入されたものであり、「送り状」によれば仕入値は1反に付9.56テールのものと、9.0テールのものがある。これらをオランダ側は御用御詠物として1反7.0テール（〔35匁〕）から10.0テール（〔50目〕）で日本側に販売している。

なお、「送り状」には、この4品目に相当する品目をEurop: taffachelassenと記しており、ヨーロッパ産であることがわかる。「切本」には「上奥島」の裂が4枚貼付けられており、それを確認することができる。上述、文政12年輸入の「壺番上奥嶋」と同様、全て上質の非常に細い綿糸を二本ずつ引き揃えた平織（斜子織）の縦縞の綿織物である。濃紺を主体として、これに紅や黄の細縞が入っている。

また、「切本」の「い奥島」に「地合本方式番同物也」、 「ろ奥島」に「地赤計、本方三番同物也」と記されているが、オランダ側史料Pakhuis Rekenig 1831（倉庫商品計算帳）⁽²⁵⁾の商品勘定科目taffachelassenの貸方に、

Onder de eischgoederen voor den Keizer, welke op komp^s voldaan worden , opgenomen:
〔日本商館勘定帳で処理された將軍への注文品の中から〔下記商品が〕引き出された。〕

extra fijn, 1 ^o soort, I: J	p ^s 24	
〔奥島〕		
d ^o 2 ^o 〃	75	
〔い奥島〕		
d ^o 3 ^o 〃 (roode stukken)	97	
〔ろ奥島〕		
verbeterde	<u>64</u>	260
〔上奥島〕		

Verkocht (Zie Komp^s Rekenig Courant)

〔販売〔本方取引〕（日本商館勘定帳参照）〕

extra fijn, 1 ^o soort	p ^s 60	
〔奥島〕		
d ^o 2 ^o 〃	1159	
〔い奥島〕		
roode stukken	110	
〔ろ奥島 ^カ 〕		
extra fijn, 3 ^o soort	341	
〔ろ奥島〕		
verbeterde	<u>36</u>	1706
〔上奥島〕		

とあり、「い奥島」・「ろ奥島」の但し書きの意味するところが明らかとなろう。

上白島金巾 dimet、白金巾 witte hamans fijn、尺長白金巾 witte hamans lang

商品名の内、langは「長い」の意。その他の商品名については上述。dimetは「送り状」では、gestreepte hamansと記されており、仕入値は1反に付17.7テール。本品をオランダ側は、御用御詠物として1反8.0テール（〔40目〕）で日本側に販売している。この品は「切本」に「但、此品御用ニ不成追而高之俵拂ニ成ル」とあることより、長崎会所は1反40目で売却したと考えられる。

witte hamans fijnは「送り状」では、kambriksと記されており、仕入値は1反に付15.0テール。本品をオランダ側は御用御詠物として1反3.2テール（〔16匁〕）で日本側に販売している。

witte hamans langは「送り状」では、madapolamsと記されており、仕入値は1反に付7.3テール。本品をオランダ側は御用御詠物として1反4.0テール（〔20目〕）で日本側に販売している。なお、gestreepte hamans・kambriksについては上述。madapolamsはキャリコほどには堅くも厚くもないが、モスリンほどには柔くも薄くもないものといわれる。madapolamsはインドのコロマンデル沿岸マスリパタンMasulipatamの近郊に注ぐ大河ゴダワリ川のデルタにあった地名マダポラムMadapollamに由来する。⁽²⁶⁾

天保3年（1832）（表8）

色大海黄 gekluerde armozijn、しゆりしや島 cercanijs、しゆくたす島 siocoutassen

各商品名については上述。これら3品目は、本来本方荷物の取引用として輸入されたものであり、「送り状」によれば仕入値は1反に付15.0テール。これらをオランダ側は御用御詠物として1反5.6テール（28匁）⁽²⁷⁾で日本側に販売している。その後、長崎会所は、「色大海黄」を3.2倍の1反90目、「しゆりしや島」・「しゆくたす島」を3倍の1反85匁で売却している。

御用御詔物としての染織輸入

表 6 文政13年(1830)の御用御詔物内の染織品

品名	反数	幅	長	元	拂	貼付数
上白島金巾 kambriek diemet	120反 120 stukken	3尺4～7寸	3丈7尺	— T. 8.0	140目	—
しゆりしや嶋・しゆくたす島・更紗・上奥嶋・新織同 切本無之						
しゆりしや嶋 しゆくたす島 armozijnen	100 stukken			T. 5.6		
更紗 Bengaalsche sitsen	100 stukken			T. 2.25		
上奥嶋 verbeterde taffachelassen	70 stukken			T. 10.0		
新織同 extra fijne taffachelassen	190 stukken			T. 11.5		

表 7 天保2年(1831)の御用御詔物内の染織品

品名	反数	幅	長	元	拂	貼付数
色大海黄 armozijn gekouleurd	51反 51 stuk	3尺5～6寸	3丈2～3尺	— T. 5.6	—	—
しゆりしや島 sursianissen zijde	8反 8 stuk	3尺5～6寸	3丈2～3尺	— T. 5.6	—	—
しゆくたす島 suktassen zijde	41反 41 stuk	3尺5～6寸	3丈2～3尺	— T. 5.6	—	—
上奥島 taffacelassen verbeterd	63反 63 stuk	3尺3寸5歩～(3尺)4寸	3丈4～5尺	— T. 10.0	—	4
奥島 taffacelassen	24反 24 stuk	3尺3寸5歩～(3尺)4寸	3丈5～6尺	— T. 7.0	—	—
い奥嶋 taffacelassen l. J	76反 76 stuk	3尺3寸5歩～(3尺)4寸	3丈5～6尺	— 地合本方式番同物也 T. 10.0	—	—
ろ奥島 taffacelassen l. Lo	97反 97 stuk	3尺3寸5歩～(3尺)4寸	3丈5～6尺	— 地赤計、本方三番同物也 T. 8.0	—	—
上白島金巾 dimet	100反 100 stuk	3尺4～6寸	3丈5～7尺 但、此品御用ニ不成追而高之俣拂ニ成ル	— T. 8.0	—	—
白金巾 witte hamans fijn	140反 140 stuk	3尺9寸5歩～4尺	3丈5尺	— T. 3.2	—	—
尺長白金巾 witte hamans lang	150反 150 stuk	2尺7寸5歩～(2尺)8寸	7丈1～2尺	— T. 4.0	—	—

表 8 天保3年(1832)の御用御詔物内の染織品

品名	反数	幅	長	元	拂	貼付数
色大海黄 gekluerde armozijn	89反 89 stuk	3尺5寸～(3尺)5寸5歩	3丈2尺5寸～(3丈)3尺	28匁 T. 5.6	90目	—
しゆりしや島 cercanijs	2反 2 stuk	3尺5寸～(3尺)5寸5歩	3丈2尺5寸～(3丈)3尺	28匁 T. 5.6	85匁	—
しゆくたす島 siocoutassen	9反 9 stuk	3尺5寸～(3尺)5寸5歩	3丈2尺5寸～(3丈)3尺	28匁 T. 5.6	85匁	—

御用御詔物としての染織輸入

品名	反数	幅	長	元	拂	貼付数
上奥嶋 taffacelas verbeterde	53 反 53 stuk	3 尺 3 寸 5 歩～(3 尺) 4 寸	3 丈 5 尺 5 寸	47 匁 5 分 T. 9.9	280 目	3
い壹番新織奥嶋 taffacelas extra feine 1°. soort letter J	18 反 18 stuk	3 尺 3 寸 5 歩～(3 尺) 4 寸	3 丈 5 尺 5 寸	57 匁 5 分 T. 11.5	380 目	1
ろ壹番同 taffacelas extra feine 1°. soort letter Lo	35 反 35 stuk	3 尺 3 寸 5 歩～(3 尺) 4 寸	3 丈 5 尺 5 寸	53 匁 5 分 T. 10.7	300 目	3
式番新織奥嶋 taffacelas extra feine 2°. soort	94 反 94 stuk	3 尺 3 寸 5 歩～(3 尺) 4 寸	3 丈 5 尺 5 寸	50 目 T. 10.0	180 目	8
い尺長白金巾 hamans lang soort I. J	40 反 40 stuk	2 尺 9 寸 3 歩～(2 尺) 9 寸 5 歩	11 丈 5 尺	37 匁 T. 7.4	220 目	—
ろ尺長同 hamans lang soort I. Lo	58 反 58 stuk	2 尺 9 寸 7 歩～3 尺	11 丈 8 尺 5 寸～12 丈	35 匁 T. 7.0	200 目	—

表9 天保4年(1833)の御用御詔物内の染織品

品名	反数	幅	長	元	拂	貼付数
色大海黄 gekleurde armozijnen	47 反 47 p. ^s	3 尺 5 寸 5 歩	3 丈 3 尺	— T. 5.6	—	1
たあれす嶋 dherrijs	2 反 2 p. ^s	3 尺 5 寸	3 丈 6 尺	— T. 5.6	—	1
しゆりしや嶋 surchanis	6 反 6 p. ^s	3 尺 5 寸 5 歩	3 丈 3 尺	— T. 5.6	—	1
しゆくたす嶋 sjoecoetassen	40 反 44 p. ^s	3 尺 5 寸	3 丈 3 尺	— T. 5.6	—	2
gestreepte armozijn	1 p. ^s			T. 5.0		
い上奥嶋 taffachelassen verbeterd I. J	6 反 6 p. ^s	3 尺 4 寸～(3 尺) 4 寸 5 歩	3 丈 6～7 尺	— T.10.0	—	2
ろ上奥嶋 taffachelassen verbeterd I. Lo	47 反 44 p. ^s	3 尺 4 寸～(3 尺) 4 寸 5 歩	3 丈 4～7 尺	— T. 5.0	—	2
新織奥嶋 taffachelassen extra fijn	210 反 210 p. ^s	3 尺 4 寸～(3 尺) 4 寸 5 歩	3 丈 5～6 尺	— T. 6.0	—	15

表10 天保5年(1834)の御用御詔物内の染織品

品名	反数	幅	長	元	拂	貼付数
新織奥嶋 taffachelassen extra fijne	90 反 90	3 尺 2 寸 5 歩～(3 尺) 4 寸 5 歩	3 丈 5～6 尺	30 目 当節本方之口 T. 9.0	140 目 引分	12
弁柄更紗 Bengaalsche sitsen	110 反 110	3 尺 2 寸 5 歩～(3 尺) 4 寸	1 丈 8～9 尺	16 匁 T. 3.2	55 匁 右同断	15
い更紗 Patnasche sitsen I. J	110 反 110	3 尺 2 寸 5 歩～(3 尺) 3 寸 5 歩	1 丈 7～9 尺	11 匁 2 分 5 厘 T. 2.25	45 匁 右同断	9

上奥嶋 *taffacelas verbeterde*、い壺番新織奥嶋 *taffacelas extra feine 1° zoort letter J*、ろ壺番同 (= 新織奥嶋) *taffacelas extra feine 1° zoort letter Lo*、式番新織奥嶋 *taffacelas extra feine 2° zoort*

各商品名については上述。これら4品目は、本来本方荷物の取引用として輸入されたものであり、「送り状」によれば仕入値は「上奥嶋」は1反に付9.75テール、その他の3品は1反に付8.4テール。オランダ側は御用御詠物として「上奥嶋」を1反9.9テール (47匁5分)、⁽²⁷⁾「い壺番新織奥嶋」を1反11.5テール (57匁5分)、「ろ壺番同 (= 新織奥嶋)」を1反10.7テール (53匁5分)、「式番新織奥嶋」を1反10.0テール (50目) で日本側に販売している。その後、長崎会所は、「上奥嶋」を5.7倍の1反280目、「い壺番新織奥嶋」を6.6倍の1反380目、「ろ壺番同 (= 新織奥嶋)」を5.6倍の1反300目、「式番新織奥嶋」を3.6倍の1反180目で売却している。

「切本」にはこれら4品目の裂が貼付けられている。「上奥嶋」は文政12年・天保2年の項でみたものと同様であるが、他の3品目 (新織奥嶋) は「上奥嶋」に比べて縞柄は太目で、糸込みは若干粗いが (1cm間に経26本の2倍、緯22越の2倍になっているが、これはほとんど平絹と同数の糸込みである)、染めがしっかりしており、「上奥嶋」より洗練された綿織物で、よりインド製のオリジナルに近いといえる。(図3・4・7参照)

い尺長白金巾 *hamans lang zoort I: J*、ろ尺長同 (= 白金巾) *hamans lang zoort I: Lo*

各商品名については上述。「送り状」によれば仕入値は、「い尺長白金巾」は1反に付18.75テール、「ろ尺長同 (= 白金巾)」は1反に付13.5テール。オランダ側は御用御詠物として、「い尺長白金巾」を1反7.4テール (37匁)、「ろ尺長同 (= 白金巾)」を1反7.0テール (35匁) で日本側に販売している。その後、長崎会所は、「い尺長白金巾」を5.9倍の220目、「ろ尺長同 (= 白金巾)」を5.7倍の200目で売却している。

天保4年 (1833) (表9)

色大海黄 *gekleurde armozijnen*、たあれす嶋 *dherrijs*、しゆりしや嶋 *surchanis*、しゆくたす嶋 *sjoecoetassen*

商品名の内、「たあれす嶋」の「たあれす」*dherrijs* は齋藤正雄氏によると「*Durijas*、*Doriya*、*Derea*などに呼ばれた名称の転訛である。ドリラスは梵語の *doriya* (縞織物)、*dor* (筋、柳條) に由来する」とされる。⁽²⁸⁾ また、山脇悌二郎氏はベンガルの地名 *デリー dherrij* から来ているとされている。⁽²⁹⁾ ここでは、二説を紹介するにとどめ、後考を俟つこととする。

上記4品目は、本来本方荷物の取引用として輸入されたものであり、「送り状」によれば仕入値は1反に付15.0テール。これらをオランダ側は御用御詠物として1反5.6テール ([28匁]) で日本側に販売している。

「切本」にはこれら4品目の裂が貼付けられている。「色大海黄」は、糸使いが経糸が細く緯糸に引き揃えを用いて平織にしたもので、1cm間の経の糸込みが40本、緯が30本になった経と緯が同色の無地海黄である。「たあれす嶋」「しゆりしや嶋」「しゆくたす嶋」は、いずれも「色大海黄」と同じ糸使いによる縞物で「たあれす嶋」はごく細い等間隔の縦縞、「しゆりしや嶋」は一重の格子、「しゆくたす嶋」は一重と二重、および二重の格子織物となっている。(図10~図15参照)

なお、オランダ側史料には御用御詠物となった中に *gestreepte armozijn* 1反 (通常「嶋海黄」と訳され、縦縞の柄は「たあれす嶋」より太い) が記されている。オランダ側は本品を5.0テール ([25匁]) で日本側に販売している。

い上奥嶋 *taffachelassen verbeterd I: J*、ろ上奥嶋 *taffachelassen verbeterd I: Lo*、新織奥嶋 *taffachelassen extra fijn*

各商品名については上述。これら3品目は、本来本方荷物の取引用として輸入されたものであり、「送り状」によれば仕入値は1反に付9.37テール。オランダ側は御用御詠物として「上奥嶋」を1反10.0テール ([50目])、「ろ上奥嶋」を1反5.0テール ([25匁])、「新織奥嶋」を1反6.0テール ([30目]) で日本側に販売している。

「切本」にはこれら3品目の裂が貼付けられており、上述の「上奥嶋」・「新織奥嶋」と同様のことがいえる。

天保5年 (1834) (表10)

新織奥嶋 *taffachelassen extra fijne*

商品名については上述。本品は、本来本方荷物の取引用として輸入されたものであり、「切本」にも「当節本方之口より引分」と記されている。「送り状」によれば仕入値は1反に付8.5テール。これをオランダ側は御用御詠物として1反9.0テールで日本側に販売している。9.0テールは正銀で45匁であるが、「切本」には30目と記されている。この点については未詳である。長崎会所は、本品を1反140目で売却している。

「切本」にはこの裂が貼付けられており、上述の「新織奥嶋」と同様のことがいえるが、縞柄のバリエーションがふえている。(図5・6・8参照)

弁柄更紗 *Bengaalsche sitsen*、い更紗 *Patnasche sitsen I: J*

この2品目は「送り状」には *nagemaakte Bengaalse chitzen*、*nagemaakte Patnasche chitzen* と記されており、両者共ヨーロッパで作製された模造品であることがわかる。(詳細は上述文政13年の項)

「弁柄更紗」・「い更紗」共に本来本方荷物の取引用として輸入されたものである。「送り状」によれば「弁柄更紗」は、仕入値1反に付3.23テール、「い更紗」

は仕入値1反に付2.86テール。オランダ側は御用御詠物として「弁柄更紗」を1反3.2テール（16匁）、「い更紗」を1反2.25テール（11匁2分5厘）で日本側に販売している。その後、長崎会所は、「弁柄更紗」を3.4倍の1反55匁、「い更紗」を4倍の1反45匁で売却している。

「切本」にはこの2品目の裂が貼付けられている。両者共に上質の本綿にプリントされた二色更紗である。「弁柄更紗」は褪紫色を基調として黄色を添えており、(図16・17・18・20参照)「い更紗」は赤紫色を基調として黒色を添えている。(図18・19・21参照)ヨーロッパでわざわざインド更紗の模倣品として藍抜きの二色更紗を作製・輸出し、日本において御用御詠物として使用されている事例といえる。

天保6年（1835）（表11）

い新織奥嶋 taffachelassen extra fijn 2^o soort、ろ新織奥嶋 taffachelassen extra fijn 3^o soort

商品名については上述。この2品目は、本来本方荷物の取引用として輸入されたものであり、「切本」にも「本方式番之口同」・「本方三番之口同」と記されている。「送り状」によればtaffachelassenは、この年、種類として‘ordinaire’ 1500反・‘verbeterde’ 900反・‘extra fijne’ 800反・‘supra fijne’ 100反の合計3300反輸入されており、仕入値を合計で記しているため詳細は未詳であるが平均値を出せば、1反に付9.2テールになる。オランダ側は御用御詠物として「い新織奥嶋」を1反10.0テール（50目）、「ろ新織奥嶋」を1反6.0テール（30目）で日本側に販売している。その後、長崎会所は、それらを4倍の1反200目と120目で売却している。

「切本」には「い新織奥嶋」を10枚貼付けており、上述の「新織奥嶋」と同様のことがいえる。

天保7年（1836）（表12）

新織奥嶋 taffachelassen extra fijn 1^o soort l: Lo, taffachelassen extra fijn 2^o soort

商品名については上述。本品は、本来本方荷物の取引用として輸入されたものであり、「切本」にも「本方ろ壺番分ル」とある。しかし、オランダ側史料より「ろ壺番」に相当するtaffachelassen extra fijn 1^o soort l: Lo（123反）だけでなく、taffachelassen extra fijn 2^o soort（「式番」^カ）からも17反分けられていることがわかる。「送り状」によればtavachelassenは、この年、種類として‘verbeterde’ 1400反、‘extra fijne’ 600反、‘ordinaire’ 700反の合計2700反輸入されており、仕入値を合計で記しているため詳細は未詳であるが平均値を出せば、1反に付9.75テールになる。オランダ側は御用御詠物として、1反10.0テール（50目）で日本側に販売している。その後、長崎会所は、それらを3.8倍の1反190目で売却している。

「切本」には濃紺を主体とした縦縞の「新織奥嶋」

裂が10枚貼付けられており、先述の「新織奥嶋」と同様のことがいえる。(図9参照)

おわりに

以上、「御用御詠切本」の裂について詳細に考察してきたが、オランダ側の仕入値と、日本への御用御詠物としての売値との関係を見ると、全体的に仕入値より売値の低価格が目につく。天保2年（1831）の白金巾 witte hamans fijn（仕入値15.0テール、売値3.2テール）0.21倍が最低であるが、海黄（armoziijn）類がコンスタントに低く（仕入値15.0テール、売値5.6テール）0.37倍で売られている。奥嶋類は仕入値より売値が高値に設定されているものがあるが、先述したように、本稿であつかっている仕入値はバタヴィアでの仕入値であり、長崎までの輸送経費を加えた出島仕入値は、バタヴィア仕入値より数パーセント高くなるわけであるから、奥嶋類においても仕入値と売値はかなり近似することになり、御用御詠物としての染織品に関して数値上の収益はまずなかったといえる。これは、詠物全体にいえることであり、「御内用方諸書留」にみられるように「御詠物之儀者昔年方商賣方ニ付、格別蒙御慈澤候ニ付、右為御恩謝於彼邦茂厚心配仕差越」^(原カ)されたわけであり仕入値より全体的に安値で販売されていても不思議ではないであろう。

また、「御用御詠切本」で扱われている染織品の内、本来の生産地がインドであった綿織物（奥嶋類や更紗類）は、この時期ヨーロッパ産（模造品）となっているが、これは、当時、オランダがインド市場をイギリスによって奪われ、物資を獲得することが困難な状況にあったことのあらわれである。⁽³⁰⁾

次に本方荷物の取引用から御用御詠物にされた反物がかかなりあるが、このことに関して「御内用方諸書留」の天保10年8月15日の記事には次のように記されている。

一、是迄 御用御詠物之品御代官方御詠ニ相成来候得共、右之内二者本方ニ持渡候品も有之候付、御代官方御詠品立書付御渡ニ相成候共、本方内江有之品者別段持渡ニ不及旨、一昨年會所方談合有之候故其心得ニ而取計来候處、(後略)

すなわち、本方での取引内にある品は、長崎代官より注文がされていても御用御詠物として特別に持ち渡りを要求しないようになっており、上記のように本方荷物（本方貿易）として日本に持ち渡られてから取り入れられていたわけである。これは、基本的に、本方貿易を圧迫させないために詠物の中には「本方商賣ニ差支候品者決而持渡不申候儀ニ御座候」⁽³¹⁾ということから処理されていたものと考えられる。染織品は本方荷

表11 天保6年(1835)の御用御詔物内の染織品

品名	反数	幅	長	元	拂	貼付張数
い新織奥嶋 taffachelassen extra fijn 2 ^e soort	130反	3尺3寸~(3尺)5寸	3丈6尺~(3丈)6尺5寸	50目 本方式番之口同 T. 10.0	200目	10
ろ新織奥嶋 taffachelassen extra fijn 3 ^e soort	10反 10	—	— 但、切本なし	30目 し、本方三番之口同 T. 6.0	120目	—

表12 天保7年(1836)の御用御詔物内の染織品

品名	反数	幅	長	元	拂	貼付張数
新織奥嶋 taffachelassen extra fijn 1 ^e soort l. Lo taffachelassen extra fijn 2 ^e soort	140反 123 p. ^s 17 p. ^s	3尺4寸~(3尺)4寸5歩	3丈5~6尺	50目 本方ろ壺番之口同 T. 10.0 T. 10.0	積190目 番之口同 分ル	10

物の代表的商品であったことから以上の現象がおきていたわけである。

最後に、本方荷物の取引から御用御詔物にされた品物について、本来の本方取引時と御用御詔時では、オランダ側の日本への売値、および長崎会所の五ヶ所商人等への売値にどのような違いがあったか比較検討してみたい。天保5年(1834)を例にとりあげてみると、表13のようになり、3品目に関して本方取引時と御用御詔時で、日本への売値については違いがないことがわかる。それに対して、長崎会所の五ヶ所商人等への売値は、御用御詔物が本方荷物よりも2倍近くの価格がついている。同じ品物でも御用御詔物としての商品価値が本方荷物よりもかなり高かったことを示すものであり、いかに御用御詔名目に価値があったか知れるところである。

従来考察してきた反物目利によって作成された、本方荷物としての反物の裂を貼り込んだ単年度の「反物切本(帳)」⁽³²⁾は、輸入反物の荷改めの際に、後の覚えとして作成されたものであり、それは、まず、「直組」すなわち価格評価のためであり、その他、大改下調べ、商人見せ、荷渡し等の際に現物と照合するためのものであったと考えられる。⁽³³⁾ 本稿で考察した「御用御詔切本」は文政7年(1824)から天保7年(1836)までの御用御詔物としての反物の内、長崎会所で取引にかけられる反物の裂を貼り込んだ「切本」であり、本方荷物の反物裂を貼り込んだ単年度ごとの「反物切本(帳)」とは自ずと性格は異なるが、御用御詔物として日本側に入った反物の取引を記し、また、一部ではあるが現物の裂を確認することができる実際的な史料として非常に価値の高いものといえよう。

表13 天保5年(1834)の本方取引と御用御詔物の取引
価格比較表 (1反に付)

品名	取引	オランダ側より 日本への販売価格	長崎会所より 商人等への販売価格
新織奥嶋 taffachelassen extra fijne	本方取引	T. 9.0 T. 6.0	T. 16.41 T. 16.5
	御用御詔	T. 9.0	T. 28.0
弁柄更紗 Bengaalsche sitsen	本方取引	T. 3.2	T. 6.324
	御用御詔	T. 3.2	T. 11.0
い更紗 Patnasche sitsen l. J	本方取引	T. 2.25	T. 5.18
	御用御詔	T. 2.25	T. 9.0

出典：Notitie der komp^s. prijzen, over 1834. Notitie der komp^s. prijzen, dit jaar voor de Keizerlijke eischgoederen betaald. [Japan Portefeuille N^o.32. 1834] MS.N.A. Japans Archief, nr. 1455 (K.A.11808). (Tōdai-Shiryō Microfilm : 6998-1-84-23).

註

- (1) 従来、オランダ船の詔物輸入にふれた研究としては、主に注文書をめぐっての考察が多く、板沢武雄『日蘭文化交渉史の研究』(吉川弘文館、昭和34年)、岩生成一「海外文書館所蔵の日蘭交渉史関係資料について」(『蘭学資料研究会研究報告』第196号、昭和42年)、同『明治以前洋馬の輸入と増殖』江戸時代日蘭文化交流資料集(一)(日蘭学会、昭和55年)、大森實「江戸時代に長崎出島オランダ商館に手交された注文書について—オランダ国立総合文書館所蔵史料の紹介を中心として—」(箭内健次編『鎖国日本と国際交流』下巻、吉川弘文館、昭和63年)、永積洋子「將軍家治が注文した紅毛服飾」(『日蘭学会会誌』第19巻第2号、平成7年)、J. Mac Lean, "The Introduction of Books and Scientific Instruments into Japan, 1712-1854." *Japanese Studies in the History of Science* No.13. Tokyo.1975. Martha Chaiklin, *Cultural Commerce and Dutch Commercial Culture*. Leiden. 2003.等を挙げることができる。また、筆者も先に拙著『日蘭貿易の構造と展開』(吉川弘文館、平成21年)において19世紀前半のオランダ船の詔物輸入に焦点を

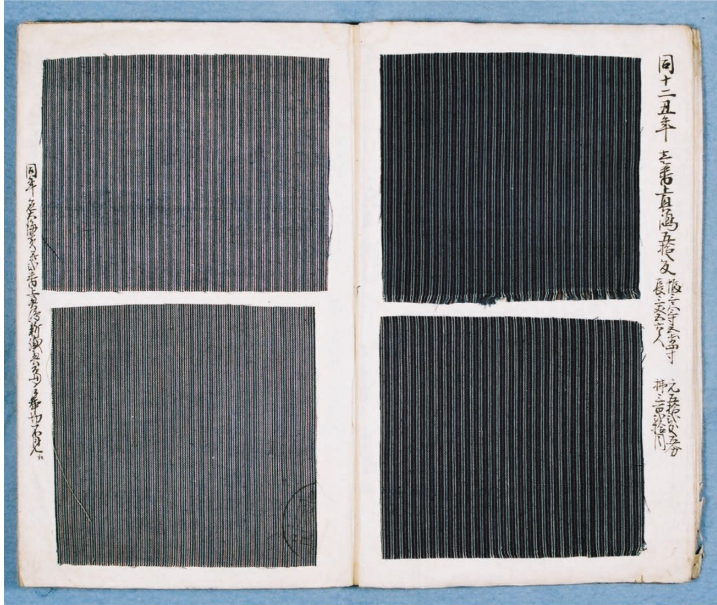


図1 文政12年輸入の「七番上奥嶋」



図2 図1の左上裂 (×30)

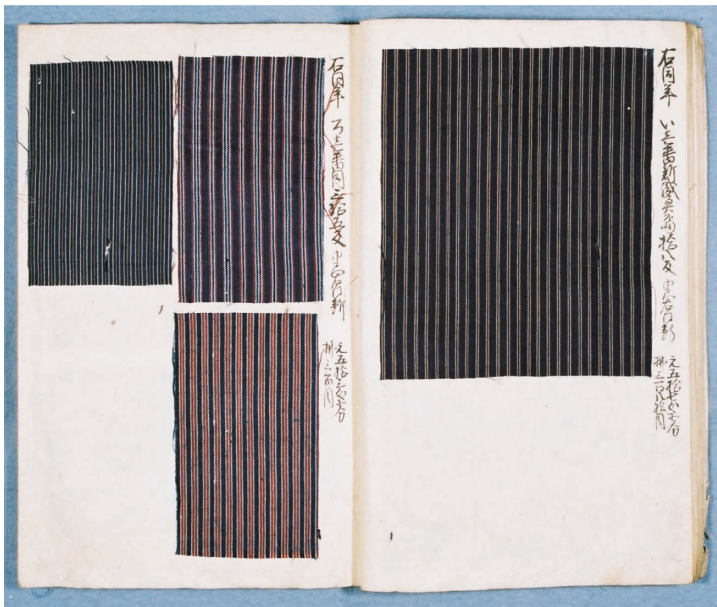


図3 天保3年輸入の「い七番新織奥嶋」「ろ七番同」



図4 図3の右裂 (×30)



図5 天保5年輸入の「新織奥嶋」



図6 図5の裂 (×30)



図7 天保3年輸入の「式番新織奥島」

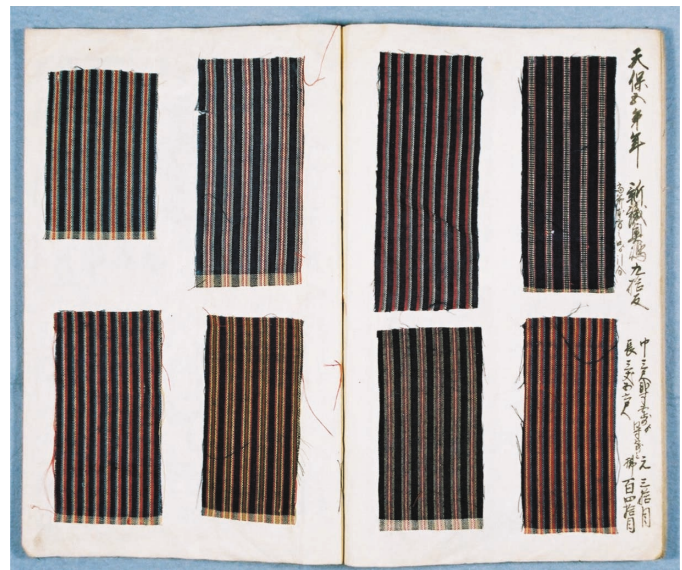


図8 天保5年輸入の「新織奥島」



図9 天保7年輸入の「新織奥島」



図10 天保4年輸入の
「色大海黄」

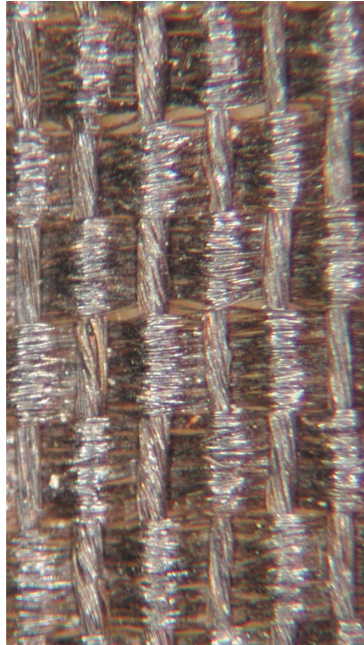


図11 図10の裂 (×30)



図12 天保4年輸入の
「たあれす島」



図13 天保4年輸入の
「しゆりしや嶋」

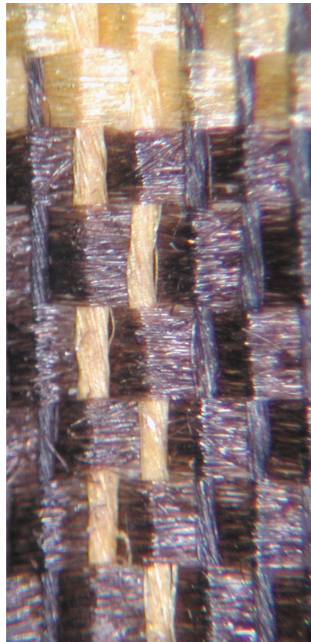


図14 図13の裂 (×30)



図15 天保4年輸入の
「しゆくたす嶋」



図16・17 天保5年輸入の「弁柄更紗」

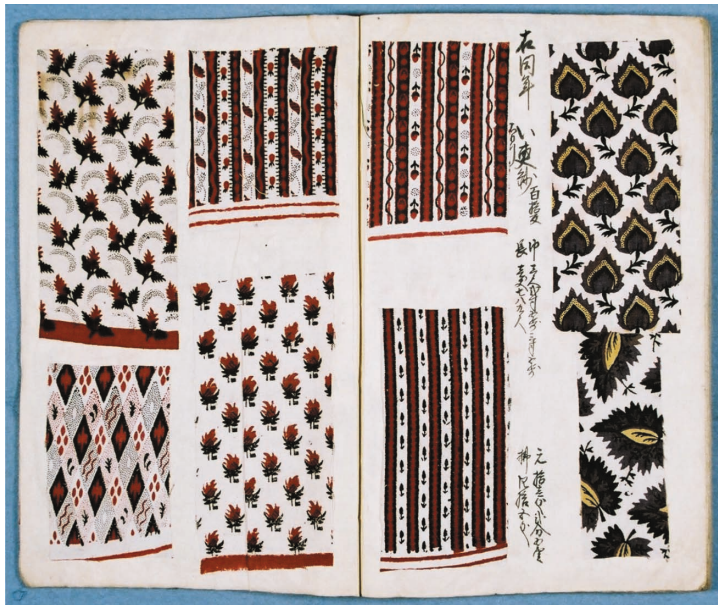


図18 天保5年輸入の「弁柄更紗」「い更紗」



図19 天保5年輸入の「い更紗」



図20 天保5年輸入の「弁柄更紗」(×10)



図21 天保5年輸入の「い更紗」(×10)

- 絞り、事例中心にその性格と史料を検討し、日蘭両貿易史料の照合をおこないその実態を考察した。
- (2) 本稿で扱う文政7年(1824)から天保7年(1836)までの御用御詔物内の染織品については、1825年・1826年輸入の goud stof, zilver stofや1834年輸入の sitsen in soortenなどを除き、前年に作成された下記「注文書」にほとんど記されている。
- De eijsch voor zijn Kijzerlijk Majesteit voor 't aanstaande A° 1824. [Japan Portefeuille N° 21. 1823] MS.N.A.Japans Archief, nr.1444 (K.A.11796). (Tōdai-Shiryō Microfilm : 6998-1-76-12). Eijsch van zijn Kijzerlijk Majesteit voor het jaar 1825. MS. N.A. Japans Archief, nr.1418 (K.A.11775). (Tōdai-Shiryō Microfilm : 6998-1-63-15). De eisch voor zijn Keizerlijk Majesteit voor het aanstaande A° 1826. [Japan Portefeuille N° 24. 1826] MS.N.A.Japans Archief, nr. 1447 (K.A.11799). (Tōdai-Shiryō Microfilm: 6998-1-78-16). De eisch van zijn Keizerlijk Majesteit voor het aanstaande jaar 1827. [Japan Portefeuille N° 25. 1827] MS.N.A.Japans Archief, nr. 1448 (K.A.11800). (Tōdai-Shiryō Microfilm:6998-1-79-13). De eisch voor zijn Kijzerlijke Majesteit voor het aanstaande A° 1828. [Japan Portefeuille N° 26. 1828] MS.N.A.Japans Archief, nr.1449 (K.A.11801). (Tōdai-Shiryō Microfilm: 6998-1-80-9). De eisch voor zijn Keizerlijke Majesteit voor het jaar 1829. [Japan Portefeuille N° 26. 1828] MS.N.A.Japans Archief, nr.1449 (K.A.11801). (Tōdai-Shiryō Microfilm:6998-1-80-5). De eisch van zijn Keizerlijke Majesteit voor het jaar A° 1830. [Japan Portefeuille N° 28. 1830] MS.N.A.Japans Archief, nr.1451 (K.A.11804). (Tōdai-Shiryō Microfilm : 6998-1-82-10). De eisch van zijn Keizerlijke Majesteit voor het aanstaande A° 1831. [Japan Portefeuille N° 28. 1830] MS.N.A.Japans Archief, nr.1451 (K.A.11804). (Tōdai-Shiryō Microfilm : 6998-1-81-18). De eisch van zijne Majesteit den Keizer, verdere Heeren enz. voor den aanstaanden handel jare 1832. (シーボルト資料(83)、東洋文庫所蔵フォトシユタツト版) De eisch van zijn Majesteit den Keizer enz. voor het aanstaande jaar 1833.[Japan Portefeuille N° 30. 1832] MS.N.A.Japans Archief, nr.1453 (K.A.11806). (Tōdai-Shiryō Microfilm:6998-1-83-10). De eisch van zijne Majesteit den Keizer. [Japan Portefeuille N° 31. 1833] MS.N.A.Japans Archief, nr.1454 (K.A.11807). (Tōdai-Shiryō Microfilm:6998-1-84-3). De eisch van zijne Majesteit den Keizer en verdere Heeren.[Japan Portefeuille N° 32. 1834] MS.N.A.Japans Archief, nr.1455 (K.A.11808). (Tōdai-Shiryō Microfilm:6998-1-84-17). De eisch van zijne Majesteit den Keizer en verdere Heeren. [Japan Portefeuille N° 33. 1835]MS.N.A.Japans Archief, nr.1456 (K.A.11809) . (Tōdai-Shiryō Microfilm:6998-1-85-4).
- (3) 拙稿「近世日蘭貿易品の基礎的研究 - 正徳2年(1712)を

- 事例として -」(『長崎談叢』第69輯、昭和59年) 111頁参照。
- (4) 御用御詔物が出島から長崎会所へ引き渡されることに關しては、詔物の取引を担当した御用方通詞(阿蘭陀通詞の加役、先の御内用方通詞)が書き留めた「天保十三寅年ヨリ 御用方諸書留」(長崎歴史文化博物館所蔵)に天保15年(1844)8月6日の記事として「御用之品々會所渡致ス」、同7日の記事として「御用其外御詔之品會所渡致ス」とみえている。また、オランダ側史料Eischgoederen en Inventaris 1831.[Japan Portefeuille N° 29 1831]MS. N.A. Japans Archief, nr.1452 (K.A.11805). (Tōdai-Shiryō Microfilm:6998-1-83-5)にも御用御詔物の記事の横に以下のように記されている。
- Afgeleverd aan den Keizerlijken Zaakbezorger en de geldkamer, blijkens hier geannexeerd proces-verbaal en bij de komp^s rekening verantwoord.
- (御内用方通詞と長崎会所に引き渡された。〔それは〕付録文書の報告書でわかるように、日本商館勘定帳に記されている。)
- (5) 「御内用方諸書留」(長崎歴史文化博物館所蔵)。
- (6) 拙著『日蘭貿易の構造と展開』(吉川弘文館、平成21年)「第2部第2章 近世後期のオランダ船詔物輸入について - 天保8年(1837)を事例として -」172~176頁参照。
- (7) 長崎会所が売却した相手は、五ヶ所商人に限ったことではなかったのではないだろうか。現時点において十分な史料を得ていないので、「五ヶ所商人等」と記しておき、後考を俟つこととしたい。
- (8) 「反物目利について - 『天保十一子年九月 由緒書 蘆塚』の紹介を兼ねて -」(『鶴見大学紀要』第39号第4部、平成14年) 64頁参照。
- (9) 本稿で使用した「日本商館勘定帳」付録文書の「御用御詔売上計算書」は下記の史料である。
- 1824年: Memorie van het geen door den Japanschen Keizer is betaald voor de aangezondene eischgoederen. [Japan Portefeuille N° 22. 1824] MS.N.A.Japans Archief, nr.1445 (K.A.11797). (Tōdai-Shiryō Microfilm : 6998-1-77-7) . 1826年: Memorie van het geen door Z. M. den Keizer is betaald voor de aangezondene eischgoederen. [Japan Portefeuille N° 24. 1826] MS.N.A.Japans Archief, nr.1447 (K.A.11799). (Tōdai-Shiryō Microfilm : 6998-1-79-2). 1828年: Memorie van het geen door den Japanschen Keizer is betaald voor de aangezondene eischgoederen. [Japan Portefeuille N° 26. 1828] MS.N.A.Japans Archief, nr.1449 (K.A.11801). (Tōdai-Shiryō Microfilm : 6998-1-80-14). 1829年: Memorie van het geen door den Keizer voor de aangezondene eischgoederen op komp^s betaals is.[Japan Portefeuille N° 27. 1829a-b] MS.N.A.Japans Archief, nr.1450 (K.A.11803). (Tōdai-Shiryō Microfilm : 6998-1-81-8). 1830年: Aantooning van het geen voor de Keizerlijke eischgoederen op komp^s rekening ten goedegebragt

- wordt.[Japan Portefeuille N° 28. 1830] MS.N.A.Japans Archief, nr.1451 (K.A.11804). (Tōdai-Shiryō Microfilm : 6998-1-82-13). 1831年 : Lijst van de prijsmaking der goederen dewelke in dit jaar voor zijne Majesteit den Keizer zijn aangebragt. [Japan Portefeuille N° 29. 1831]MS.N.A. Japans Archief, nr.1452 (K.A.11805). (Tōdai-Shiryō Microfilm : 6998-1-83-3). 1832年 : Prijsmaking van de goederen dit jaar voor zijne Majesteit den Keizer aangebragt. [Japan Portefeuille N° 30. 1832]MS.N.A. Japans Archief, nr.1453 (K.A.11806). (Tōdai-Shiryō Microfilm : 6998-1-83-12). 1833年 : Notitie der komp^s prijzen dit jaar voor de Keizerlijke eischgoederen betaald. [Japan Portefeuille N° 31. 1833]MS.N.A. Japans Archief, nr.1454 (K.A.11807). (Tōdai-Shiryō Microfilm : 6998-1-84-14). 1834年 : Notitie der komp^s prijzen, dit jaar voor de Keizerlijke eischgoederen betaald. [Japan Portefeuille N° 32. 1834]MS.N.A. Japans Archief, nr.1455 (K.A.11808). (Tōdai-Shiryō Microfilm : 6998-1-84-23). 1835年 : Notitie der komp^s prijzen, dit jaar voor de Keizerlijke eischgoederen betaald. [Japan Portefeuille N° 33. 1835]MS.N.A. Japans Archief, nr.1456 (K.A.11809). (Tōdai-Shiryō Microfilm:6998-1-85-2). 1836年 : Verantwoording van de goederen dit jaar voor den Keizer afgeleverd. [Japan Portefeuille N° 34. 1836]MS.N.A. Japans Archief, nr.1457. (K.A.11810). (Tōdai-Shiryō Microfilm:6998-1-86-10) .
- (10) 『日本国語大辞典』第2版第3巻 (小学館、平成14年) 861頁参照。
- (11) 山脇悌二郎『事典絹と木綿の江戸時代』(吉川弘文館、平成14年) 162頁参照。
- (12) Pieter van Dam, *Beschrijvinge van de Oostindische Compagnie*. 2de boek, deel II., 's-Gravenhage, 1927, p.454. hammans.
- (13) 「送り状」には仕入値はグルデン (gulden) で記されているが、本文ではテール (theil) に換算して記す。テール : グルデン = 1 : 1 $\frac{1}{3}$ 。
- (14) 拙著『日蘭貿易の史的研究』(吉川弘文館、平成16年) 「第5章 奥嶋考」158頁参照。
- (15) 同上。
- (16) Pieter van Dam, *op. cit.*, 2de boek, deel I., p.834. taffachelas. (14) 参照。
- (17) (14) 参照。
- (18) 拙著『日蘭貿易の史的研究』「第7章 オランダ船の海黄輸入」参照。
- (19) 同上。
- (20) Van Dale, *Groot Woordenboek der Nederlandse Taal. Van Dale Lexicografie*. Utrecht/Antwerpen. 1984, p.482. cambric, p.1271. kamerdoek.
- (21) *op. cit.*, p.593. diemit.
- (22) H.Yule & A.C.Burnell, *Hobson-Jobson. A Glossary of Colloquial Anglo-Indian Words and Phrases, and of Kindred Terms, Etymological, Historical, Geographical and Discursive*. London, 1969, pp.201-202. Chitz. R.L.Turner, *A Comparative Dictionary of the Indo-Aryan Languages*. London: Oxford Univ. Press, 1966, p.261. citrá. 山脇悌二郎「スタト・ティール号の積荷－江戸時代後期における出島貿易品の研究－」(『長崎談叢』第49輯、昭和45年) 11頁参照。
- (23) Pakhuisboek, Japan 1830. [Japan Portefeuille N° 28. 1830] MS.N.A.Japans Archief, nr.1451 (K.A.11804). (Tōdai-Shiryō Microfilm : 6998-1-82-18) .
- (24) 拙著『日蘭貿易の史的研究』「第6章 オランダ船の更紗輸入」参照。
- (25) Pakhuis Rekening 1831. [Japan Portefeuille N° 29. 1831]MS.N.A. Japans Archief, nr.1452 (K.A.11805). (Tōdai-Shiryō Microfilm : 6998-1-83-4) .
- (26) 前掲山脇著154頁参照。H.Yule & A.C.Burnell,*op. cit.*, pp.531-532. madapollam.
- (27) 「御用御詠切本」(12丁オ)には「𠄎」と記されているが、これは当時の取引帳簿類に使用されていた蘇州碼字であり「二八」𠄎と読める。(拙著『日蘭貿易の史的研究』118頁参照)
- (28) 齋藤正雄「紅毛船載の織物考(三)」(『古美術』18巻10号、昭和23年) 29頁参照。
- (29) 前掲山脇著22頁参照。
- (30) (24) 参照。
- (31) 本史料は、「御内用方諸書留」の「申六月」(=天保7年6月)の奥付をもつ「御詠物并脇荷物之儀ニ付取調子申上候様被仰付候付、左ニ申上候」と題する書留に記されている。
- (32) 反物目利および取引にかかわった五ヶ所商人等によって輸入反物の裂を貼り込んで作成された「反物切本(帳)」と称する史料は現在、東京国立博物館をはじめ、長崎歴史文化博物館・長崎市教育委員会・九州大学九州文化史研究所・神戸市立博物館・関西大学図書館・財団法人武田科学振興財団杏雨書屋・京都工芸繊維大学美術工芸資料館・鶴見大学図書館・鶴見大学文学部文化財学科・東京大学史料編纂所・国立歴史民俗博物館等に所蔵されており、この他、個人蔵を含めて各所に散在していると考えられる。
- (33) その他、「反物切本(帳)」の中には、裂の剥ぎ取られた部分に「注文帳之節取之」と記されているものがあり、注文見本としても「反物切本(帳)」の裂が使用されたことがわかる。さらに、「反物切本(帳)」はその残存形態からして、後年の参考として作成・保管する意味合いもあったと推測される。
- [付記1] 本稿の染織に関する記述については、日本女子大学教授の小笠原小枝先生に数々の御教示を賜りました。記して深甚なる謝意を表します。
- [付記2] 本稿は、平成22年度科学研究費補助金基盤研究(C)による成果の一部である。